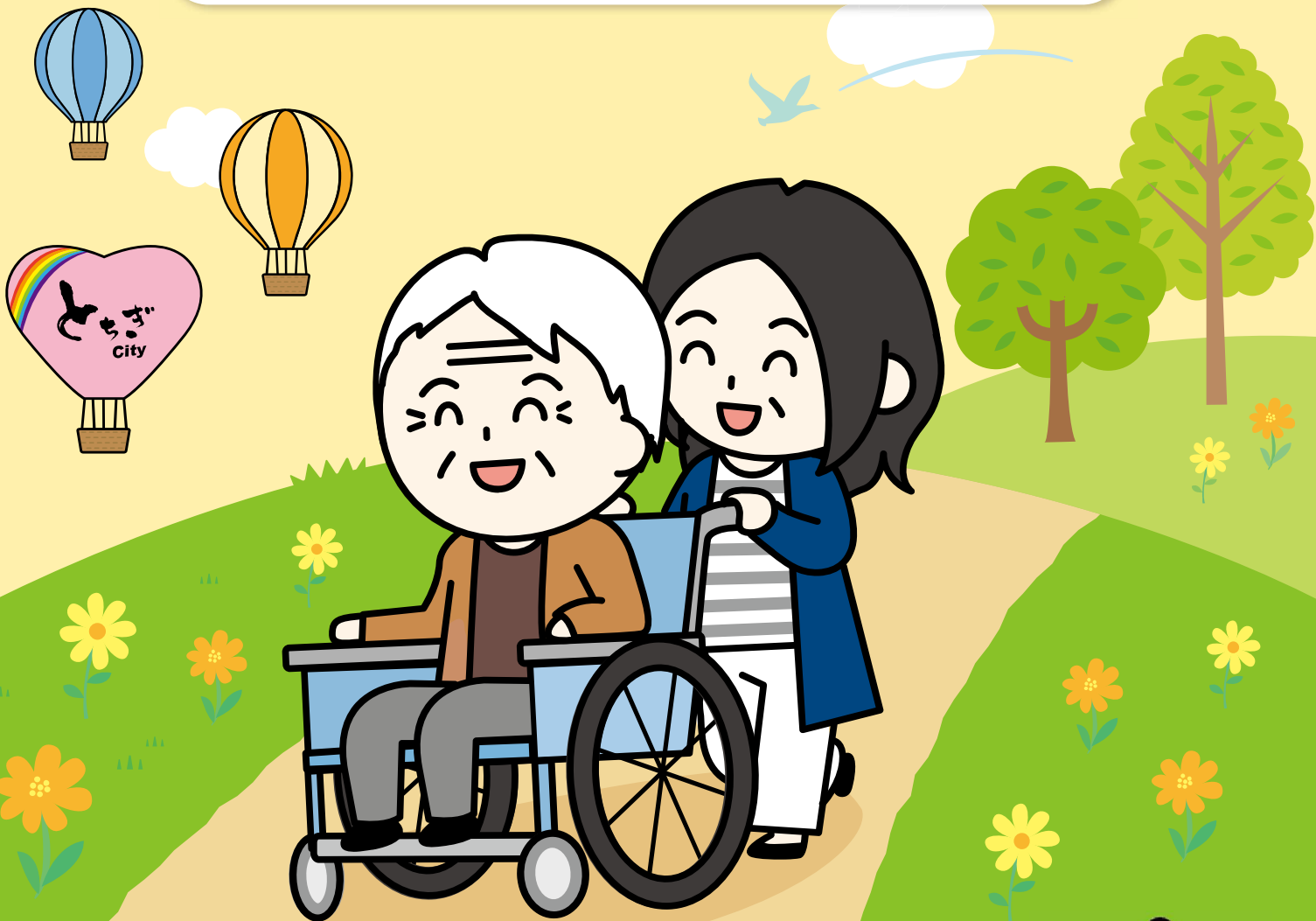


栃木市 介護保険 高齢者向けサービス

制度の仕組みと利用の手引



栃木市
マスコットキャラクター
とち介



～令和8年度版～

目次

はじめに2

1. 介護保険制度とは 3



1-1 介護保険制度の仕組み 3

1-2 介護保険サービス利用の流れ 5

2. 介護保険サービスを使う 9



2-1 居宅サービス 9

2-2 施設サービス 13

2-3 介護予防サービス 15

2-4 地域密着型サービス 19

2-5 安心かつ自立した生活のためのサービス 23

2-6 介護予防・日常生活支援総合事業 26

3. サービスに関する費用について 28



3-1 介護サービス利用料 28

3-2 費用負担の軽減 29

4. 介護保険料について 33



5. 栃木市の高齢者向けサービス 37



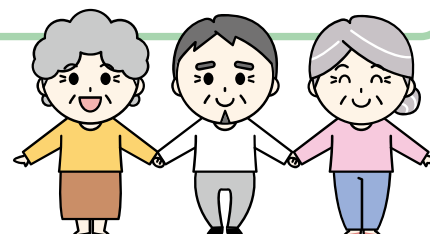
デジタル版を栃木市HPに
掲載しています。▶



はじめに

介護保険とは

年齢を重ねていくにつれ生じる心身の変化によって要介護状態になっても、誰もが必要なサービスを受け、それぞれが“できること”に応じた生活を送れるように、40歳以上の全ての方に加入いただいております。納めていただいた介護保険料によって運営されている「介護が必要なときに、必要なだけ使うために、皆で助け合う」制度です。



介護保険制度によって受けることのできるサービス

介護保険には、さまざまなサービスがあります。

※要支援の方はカッコ内のページをご覧ください。

自宅で日常生活の手助けがほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス・・・P.9 (P.25)
- 訪問入浴介護・・・P.10 (P.15)
- 夜間対応型訪問介護・・・P.19 —

自宅でリハビリや医療的なチェックを受けたいときは？

- 訪問リハビリテーション・・・P.10 (P.15)
- 訪問看護・・・P.10 (P.16)
- 居宅療養管理指導・・・P.10 (P.16)

自宅でお風呂に入りたけれど、1人では難しいときは？

- 訪問入浴介護・・・P.10 (P.15)

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したりしたいときは？

- 通所介護／通所型サービス・・・P.11 (P.26、27)
- 通所リハビリテーション・・・P.11 (P.16)
- 認知症対応型通所介護・・・P.20 —
- 地域密着型通所介護・・・P.20 —

家族介護者の負担を軽減したいときは？

- 通所介護／通所型サービス・・・P.11 (P.26、27)
- 通所リハビリテーション・・・P.11 (P.16)
- 短期入所生活介護・・・P.12 (P.17)
- 短期入所療養介護・・・P.12 (P.17)
- 認知症対応型通所介護・・・P.20 —
- 地域密着型通所介護・・・P.20 —

夜間に介護をしてほしいときは？

- 夜間対応型訪問介護・・・P.19 —
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・P.19 —

施設に入りたい、施設でサービスを受けたい時は？

- 各施設の紹介・・・P.13、14、22
- 特定入居者生活介護・・・P.11 (P.18)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護・・・P.22 —

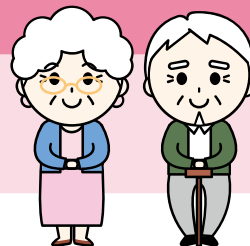
1. 介護保険制度とは

1-1 介護保険制度の仕組み

●介護保険制度は、栃木市に住所を有する40歳以上の全ての方に加入者（被保険者）として保険料を負担いただき、加齢に伴い日常生活の介護や支援のお手伝いが必要となった方が費用の一部のみを負担することで保健医療・介護サービスを利用できる、栃木市が運営する制度です。

加入者（被保険者）

被保険者は、年齢によって次のように区分されます。



65歳以上の方（第1号被保険者）

●サービスを受けられる方

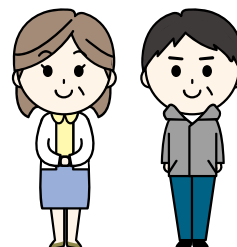
日常生活について常に介護が必要（要介護状態）と認定された方、又は要介護状態にならないよう日常生活に支援が必要（要支援状態）と認定された方。

*被保険者証は、要介護認定（要支援認定も含む。以下同じ。）の有無にかかわらず、65歳を迎える誕生日の前日が属する月に郵送されます。

40～64歳の方（第2号被保険者）

●サービスを受けられる方

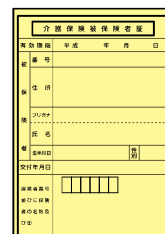
介護保険法に定められた特定疾病（下記参照）により、要介護又は要支援状態と認定をされた方。



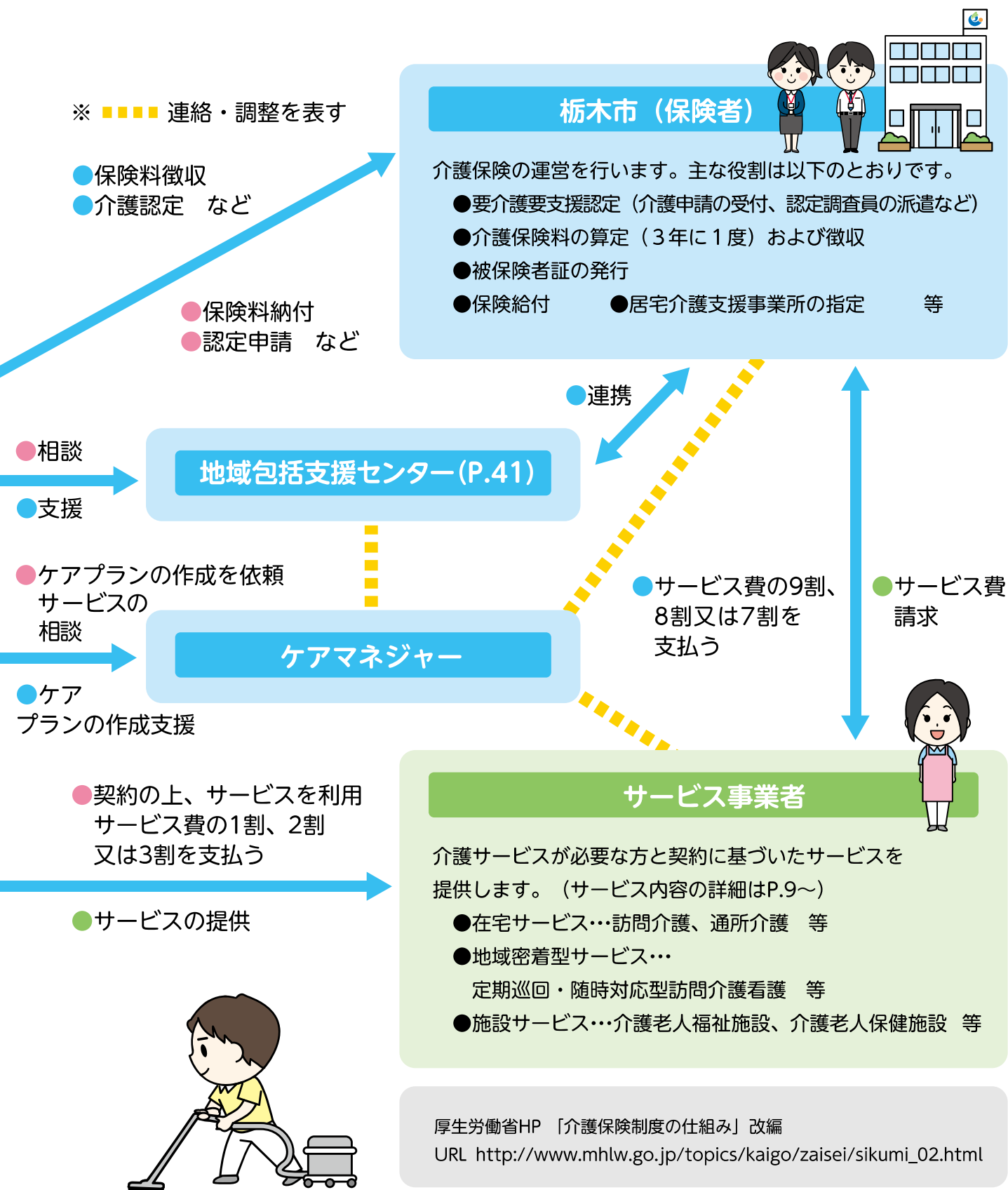
*被保険者証は、要介護認定を受けた方だけに交付されます。

*介護保険の対象となる病気（特定疾病）は次の16種類です。

- ①末期がん
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦脊柱管狭窄症
- ⑧進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑨脊髄小脳変性症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫閉塞性動脈硬化症
- ⑬糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑭脳血管疾患
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



・被保険者証は、要介護認定の申請後、認定結果が記載されます。また、介護保険サービス利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。



介護保険制度とは

介護保険サービスを使う

サービスに関する費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向けサービス

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護や支援が必要な方の相談や心身の状況に応じて、適切なサービスを受けられるように「ケアプラン（介護サービス等の計画書）」の作成や、関係機関との連絡調整を行う専門職です。

※ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所がご不明な場合は、市役所窓口等で「栃木市介護保険サービス事業所一覧」を配布しておりますので、ご利用ください。



1-2 介護保険サービス利用の流れ

介護保険サービスを利用するためには、(1) 基本チェックリスト又は(2) 要介護認定を受ける必要があります。

(1) 基本チェックリストを受ける

介護予防・生活支援サービス(ホームヘルプ(訪問型サービス)^{*1}やデイサービス(通所型サービス)^{*2})のみを希望する場合には、基本チェックリストを受けます。基本チェックリストには全25項目の質問があり、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。

基本チェックリストにより、サービスが必要だと判断された方は、ケアマネジャーによりサービスの利用計画書(ケアプラン)が作成された後、サービスを利用します。

基本チェックリスト受付

- 申請窓口：◆各地域包括支援センター(P.42)

(2) 要介護・要支援認定を受ける

ホームヘルプやデイサービスだけではなく、福祉用具を借りたり、住宅を改修して手すりを付けたりするなどの介護保険サービスを利用したい場合、要介護・要支援認定を受けます。訪問調査や主治医の意見書を基に、専門家が審査します(認定審査会)。認定の結果により、利用できる介護保険サービスは異なります。認定結果を基にケアマネジャーがケアプランを作成し、サービス利用を開始します。

要介護・要支援認定の申請

- 申請窓口：◆高齢介護課 介護認定係
◆各地域包括支援センター(P.42)

●申請の際に必要なもの

- ①申請書：申請窓口にあります。
- ②介護保険の被保険者証

：65歳を迎える誕生日の前日が属する月に郵送されます

※40～64歳の方は医療保険の資格情報確認のため次のことが必要です。

- ・マイナポータル「医療保険の資格情報画面」の提示
- ・医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」の提示

本人だけではなく、ご家族も申請できます。

※申請書には、主治医について記入する欄がありますので、かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

要介護・要支援認定(調査～判定)

- ①主治医の意見書：市の依頼により、主治医が意見書を作成します。
- ②訪問調査：介護認定調査員が自宅等を訪問し、心身状態等について調査を行います。
- ③一次判定：①②の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- ④二次判定：一次判定結果や主治医の意見書等を基に、専門家が審査します。



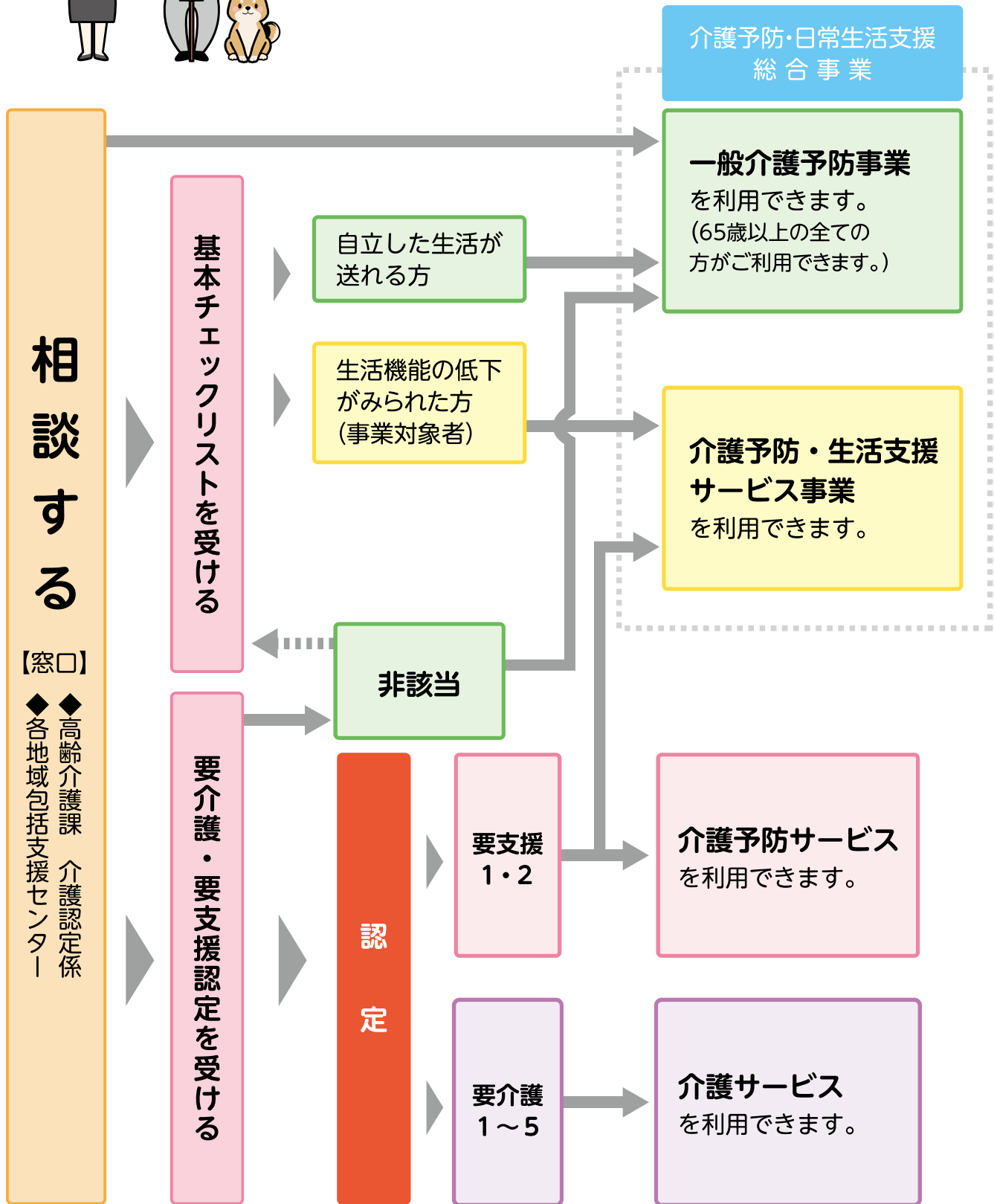
認定 要介護1～5、要支援1・2、非該当の結果が出ます。認定の結果によって、利用できるサービスが異なります。

※1 ホームヘルパー等が訪問し、生活援助・身体介護を行うサービス

※2 施設で生活機能を維持向上させるための体操などを行うサービス



相談から認定区分決定までの流れ



相談する

【窓口】
 ◆高年齢介護課 介護認定係
 ◆各地域包括支援センター

基本チェックリストを受ける

要介護・要支援認定を受ける

認定

非該当

要支援
1・2

要介護
1～5

介護予防・日常生活支援
総合事業

一般介護予防事業
を利用できます。
(65歳以上の全ての
方がご利用できます。)

介護予防・生活支援
サービス事業
を利用できます。

介護予防サービス
を利用できます。

介護サービス
を利用できます。

介護保険制度とは

介護保険
サービスを使う

サービスに関する
費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向け
サービス

対象者
一般介護予防事業

介護予防のための事業に参加したい
(P.27～)

サービス事業対象者
介護予防・生活支援

介護予防・生活支援サービスを受けたい
(P.26～)

要支援1・2

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを受けたい
(P.15～、P.26～)

要介護1～5

介護サービスを受けて自宅で生活したい
居宅サービスの種類
(P.9～)

施設で生活したい
施設サービスの種類
(P.13～)



①地域包括支援センターに連絡します。

- ◆お住まいの地域の地域包括支援センターに連絡しましょう。
(地域包括支援センターマップ P.42)
- ◆ご家族や地域包括支援センター職員と、これからどのような生活を希望するか、そのためにはどのようなサービスが必要か話し合しましょう。
- ◆詳しくは、お問い合わせください。

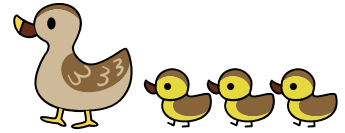


①居宅介護支援事業所に連絡します。

- ◆事業者一覧等から、居宅介護支援事業所を選びます。(市の発行している一覧では、●、○のマークがついた事業所になります。)

①希望の施設に連絡します。

- ◆入所を希望する施設の見学やサービス内容、利用料金について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②一般介護予防事業をご案内します。

〈主な一般介護予防事業〉(P.27)

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとしぎ体操」

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」活動支援



介護保険
サービスを使う

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を地域包括支援センターの職員と一緒に作成します。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防・生活支援サービス（P.26～）を利用します。

サービスに関する
費用について

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を地域包括支援センターの職員と一緒に作成します。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護予防サービス（P.15～）、介護予防・生活支援サービス（P.26～）を利用します。

介護保険料について

②ケアプランを作ります。

- ◆相談した内容を基に、介護サービスをどのくらい利用するか決めた計画書（ケアプラン）を担当ケアマネジャーと一緒に作成します。
- ◆費用、日時などに利用者が同意し、ケアプランができあがります。

③サービスを開始します。

- ◆介護サービスの提供を受ける事業者と契約します。
- ◆ケアプランにそって、介護サービス（P.9～）を利用します。

栃木市の高齢者向け
サービス

②ケアプランを作ります。

- ◆入所した施設のケアマネジャーと一緒にケアプランを作成します。
- ◆費用などに利用者が同意し、ケアプランができあがります。

③サービスを開始します。

- ◆ケアプランにそって、介護保険の施設サービス（P.13～）を利用します。

2. 介護保険サービスを使う

2-1 居宅サービス

**** 要介護1～5の方が利用できるサービス ****

※居宅サービスは、在宅での介護を中心とするサービスです。必要とするサービスを組み合わせる利用することができます。

※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。

※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)

※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

ケアプランの作成・介護サービス利用についての相談

きょ たく かい ご し えん

居宅介護支援

介護保険サービスを利用するには、ケアマネジャーと相談し、希望や心身の状態に合ったケアプランを作成してもらうことが必要です。ケアマネジャーを決めることが、サービスを利用する第一歩となります。

★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などがあれば、ケアマネジャーに積極的に伝えてください。

★また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでもケアマネジャーに相談してください。

ケアプランの作成・相談 無料(全額介護保険で負担します。)

日常生活の支援

ほう もん かい ご

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行います。



〈身体介護〉

- ★食事・入浴・排せつの介助
- ★通院の介助
- ★衣服・シーツの交換 など

〈生活援助〉

- ★調理・掃除・洗濯
- ★生活必需品の買物 など
- ※本人や同居家族が障がいや疾病等により家事を行えない場合に利用できます。

〈通院等乗降介助〉★通院などの際の乗車前、降車後の移動等の介助や、通院先、外出先での受診の手続きを含む介助

自己負担(1割)のめやす

身体介護 が中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 が中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円
通院等乗降介助(1回)		99円

次のサービスは、対象外です。

「生活援助」は日常生活を送る上で必要な範囲に限られるため、次のようなサービスは介護保険の対象となりません。

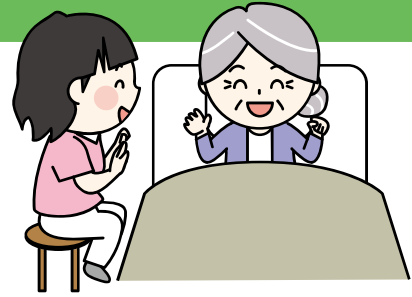
- ★本人以外の家族のための家事
- ★ペットの世話
- ★草取り・花の手入れ
- ★大掃除、模様替え など

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。(P.25～26)

自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

ほうもんにゆうよくかいご
訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。



自己負担（1割）のめやす

1回

1,293円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもん

訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けます。

自己負担（1割）のめやす

1回

314円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

お医者さんの指導のもと療養生活を送る

きょたくりょうようかんりしどう

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合

医師の場合（月2回まで）	515円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円
病院・診療所の薬剤師の場合（月2回まで）	566円

薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	518円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円
管理栄養士の場合（月4回まで）	545円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもんかんご

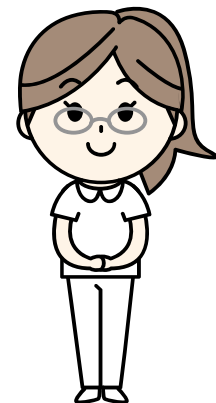
訪問看護

看護師などが主治医と連絡を取りながら訪問し、病状の観察や療養上のお世話を受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から訪問する場合	20分～30分未満	408円
	30分～1時間未満	586円
訪問看護ステーションから訪問する場合	20分～30分未満	481円
	30分～1時間未満	841円

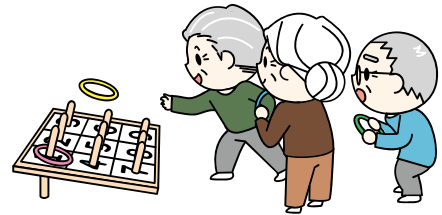
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

つうしょ かいご 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター（日帰り介護施設）で、食事や入浴などの介護や機能訓練、他の利用者と一緒にレクリエーションなどを受けられます。



自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	668円	要介護4	1,038円
要介護2	788円	要介護5	1,164円
要介護3	913円		

※食費・日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※小規模の「通所介護」は、地域密着型サービスとして提供されます。（P.20）

※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。（P.26～27）

つうしょ 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	775円	要介護4	1,236円
要介護2	919円	要介護5	1,403円
要介護3	1,064円		

※食費・日常生活費は別途負担です。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

特定の施設に入所している方が利用する介護サービス

とくてい し せつにゆうきよしゃ せいかつかい ご 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどで、入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	550円	要介護4	755円
要介護2	618円	要介護5	825円
要介護3	689円		

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

短期間施設に泊まる

たん き にゅうしょ せい かつ かい ご

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	単独型・ 従来型個室	単独型・ ユニット型個室	併設型・ 従来型個室	併設型・ ユニット型個室
要介護1	656円	759円	614円	716円
要介護2	728円	829円	684円	786円
要介護3	801円	907円	758円	862円
要介護4	871円	976円	829円	934円
要介護5	942円	1,046円	899円	1,004円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

たん き にゅうしょ りょうよう かい ご いりょうがた

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保険施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	多床室・基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要介護1	842円	915円	848円
要介護2	893円	993円	896円
要介護3	958円	1,059円	962円
要介護4	1,011円	1,118円	1,017円
要介護5	1,067円	1,178円	1,071円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の 違い

★従来型個室：共同生活室（リビング）を併設していない個室

★多床室：定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室：共同生活室（リビング）が併設している個室

その他のサービス

◆地域密着型サービス・・・・・・・・・・ P.19～

◆福祉用具貸与・購入、住宅改修・・・・ P.23～

2-2 施設サービス

※※要介護1～5の方が利用できるサービス※※

※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
 ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
 ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

生活の場と介護を提供する施設

かい ごろうじん ふく し し せつ とくべつ よう ごろうじん

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員30人以上の特別養護老人ホームで、心身の状況等により常に介護が必要で、自宅での生活が難しい方が対象の施設です。施設サービス計画に基づき食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,538円	18,538円	21,080円
要介護2	20,739円	20,739円	23,281円
要介護3	23,033円	23,033円	25,637円
要介護4	25,234円	25,234円	27,869円
要介護5	27,404円	27,404円	30,039円

※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

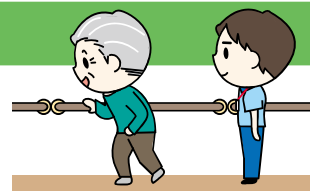
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

リハビリ等で自宅への生活復帰を目指す施設

かい ごろうじん ほ けん し せつ

介護老人保健施設



病状が安定し、リハビリテーション等の医療サービスを受けることで自宅での生活復帰を目指す方が対象の施設です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	多床室・ 基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室・ 基本型	ユニット型個室・ 在宅強化型
要介護1	24,955円	27,404円	25,234円	27,559円
要介護2	26,505円	29,791円	26,660円	29,946円
要介護3	28,551円	31,899円	28,706円	32,023円
要介護4	30,225円	33,697円	30,442円	33,852円
要介護5	31,837円	35,371円	32,023円	35,526円

施設サービス計画に基づき医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

長期療養のための医療と介護を一体的に受けられる施設

かいご いりょういん

介護医療院



慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方が対象で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理での介護、機能訓練等を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	I型・多床室	II型・多床室	ユニット型I型・個室	ユニット型II型・個室
要介護1	26,195円	24,707円	26,772円	26,691円
要介護2	29,667円	27,776円	30,194円	29,915円
要介護3	37,169円	34,348円	37,696円	36,890円
要介護4	40,331円	37,138円	40,889円	39,835円
要介護5	43,245円	39,649円	43,772円	42,532円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ここでちょっとお知らせ



高齢者実態調査にご協力ください

栃木市では毎年、市民の皆様が安心してこのまちで暮らせるように、世帯の状況や何かあった際の連絡先を記録しています。
調査の結果は、普段の見守り活動、不慮の事故や緊急時に活用されます。



調査期間

毎年5月～6月ごろ

調査対象

お住まいの方が全て70歳以上のお宅
※年齢は4月1日時点。原則として69歳以下の方が同居
もしくは隣接地にお住まいの場合は、調査対象外となります。

調査内容

世帯状況、緊急連絡先 等

調査方法

担当の民生委員さんが、皆様のお宅を訪問し、お話を伺うか、
または調査票の記入をお願いします。

- ・民生委員は、必ず「民生委員証」を携帯しています。
- ・この調査では、銀行口座や暗証番号を聞くことは絶対にありません。

【問合せ】 高齢介護課 高齢福祉係 0282-21-2241

2-3 介護予防サービス

※ 要支援1・2の方が利用できるサービス ※

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成やサービス利用の相談

かい ご よ ぼう し えん

介護予防支援

要支援1・2の認定を受けた方が自宅で介護予防のサービスを利用するために、地域包括支援センター(P.41)の職員等が介護予防ケアプランの作成や、サービス利用の相談を受け付けます。

- ★介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額介護保険で負担します。)
- ★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などあれば、担当職員等に積極的に伝えてください。また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでも担当職員等に相談してください。

要介護状態になることを防ぐため、自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

かい ご よ ぼう ほう もんにゆうよくかい ご

介護予防訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるように入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	874円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



かい ご よ ぼう ほう もん

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるようリハビリテーションを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	303円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

要介護状態になることを防ぐため、お医者さんの指導のもと療養生活を送る

かい ご よ ぼう きょ たくりょう ようかん り し どう

介護予防在宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

医師の場合 （月2回まで）	515円	薬局の薬剤師の場合 （月4回まで）	518円
歯科医師の場合 （月2回まで）	517円	管理栄養士の場合 （月4回まで）	545円
医療機関の薬剤師の場合 （月2回まで）	566円	歯科衛生士等の場合 （月4回まで）	362円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼう ほうもん かん ご

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から 訪問する場合	20分～30分未満	390円
	30分～1時間未満	565円
訪問看護ステーションから 訪問する場合	20分～30分未満	461円
	30分～1時間未満	811円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要介護状態になることを防ぐため、施設に通う

かい ご よ ぼう つうしよ

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

※食費・日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要介護状態になることを防ぐため、短期間施設に泊まる

かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	単独型・ 従来型個室	単独型・ ユニット型個室	併設型・ 従来型個室	併設型・ ユニット型個室
要支援1	488円	571円	459円	538円
要支援2	607円	693円	571円	668円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいごいりょうがた

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保険施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	多床室・ 基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要支援1	622円	682円	633円
要支援2	785円	846円	800円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の 違い

★従来型個室: 共同生活室(リビング)を併設していない個室

★多床室: 定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室: 共同生活室(リビング)が併設している個室

要介護状態になることを防ぐため、特定の施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	186円
要支援2	318円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要支援1・2の方は、介護予防サービスだけでなく、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」を受けることができるので、

ほうもんかいご

* 訪問介護（ホームヘルプサービス）

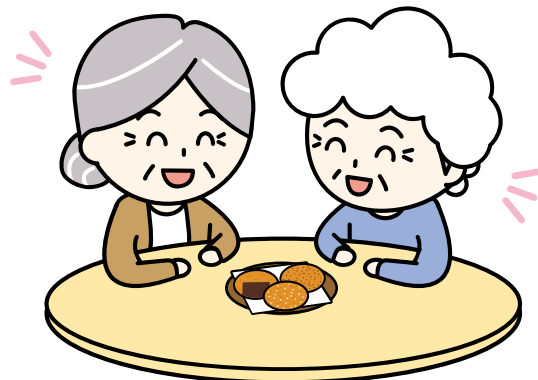
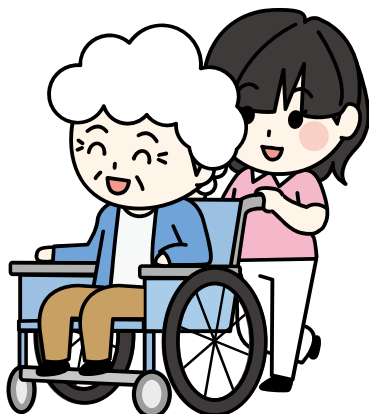
つうしょかいご

* 通所介護（デイサービス）

をご希望の方は、P.26～P.27 をご覧ください。

その他のサービス

- ◆地域密着型サービス P.19～
- ◆福祉用具貸与・購入、住宅改修 P.23～



2-4 地域密着型サービス

※ ※ 住み慣れた地域で生活するためのサービス ※ ※

- ※基本的に、栃木市内にお住まいの方に限り、利用することができます。
- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

24時間対応の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

てい き じゅんかい ずい じ たいおう が た ほう もん かい ご かん ご

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員や看護師が一体的または密接に連携しながら定期的に巡回訪問し、日常生活上の支援が受けられます。また、通報や電話などにより、随時対応することも可能です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【一体型事業所の場合】

要介護度	訪問看護なし	訪問看護あり
要介護1	5,561円	8,113円
要介護2	9,925円	12,674円
要介護3	16,479円	19,346円
要介護4	20,846円	23,849円
要介護5	25,211円	28,893円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

夜間の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

や かん たいおう が た ほう もん かい ご

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上のお世話などを行います。



自己負担(1割)のめやす(1月・1回)

【オペレーションセンターを設置している場合】

夜間対応型訪問介護Ⅰ(定額+出来高)		
定 額	基本夜間対応型訪問介護費(オペレーションサービス)	1,010円/月
出来高	定期巡回サービス費(訪問サービス部分)	380円/回
	随時訪問サービス費(Ⅰ)ヘルパー1人対応	579円/回
	随時訪問サービス費(Ⅱ)ヘルパー2人対応	780円/回

【オペレーションセンターを設置していない場合】

夜間対応型訪問介護Ⅱ(包括報酬)	2,759円/月
------------------	----------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※令和7年4月1日現在、市内に本サービスを提供する事業所はありません。

小規模な施設での通所介護サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

ちい き みっ ちゃく が た つ う し ょ か い ご

地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター（日帰り介護施設）で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練などを受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

自己負担（1割）のめやす
【7時間以上8時間未満利用の場合】

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

認知症の方に対するサービス

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た つ う し ょ か い ご

(介護予防・)認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

自己負担（1割）のめやす

【単独型事業所で、7時間以上8時間未満利用の場合】

要支援1	876円	要介護1	1,011円
要支援2	978円	要介護2	1,121円
		要介護3	1,231円
		要介護4	1,342円
		要介護5	1,452円

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た き ょ う どう せい か つ かい ご

(介護予防・)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方が、共同で生活できる住居で、食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※要支援1の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	760円	要介護1	764円
		要介護2	799円
		要介護3	824円
		要介護4	840円
		要介護5	857円

通所サービスを軸に、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

かいごよぼう しょうきぼたきのうがたきょたくかいご (介護予防・)小規模多機能型居宅介護

利用者の希望に応じて、1つの事業所で「通いのサービス」、「宿泊サービス」、「訪問サービス」を組み合わせて利用することが出来ます。費用は1回ごとではなく、月額定額の料金になります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

※同じ建物にサービスを受ける方が居住していない場合

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、
3割の方は3倍になります。

要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

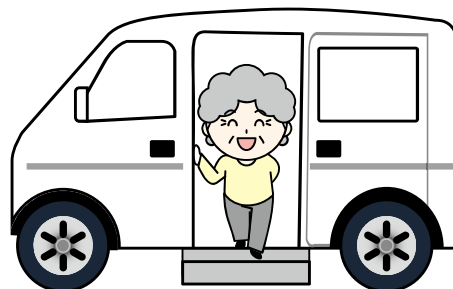
施設への「通いのサービス」を中心に、利用者の希望に応じて、自宅に来てもらう「訪問介護や看護」、施設に「泊まるサービス」を受けることができます。費用は月額定額制です。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
※要支援1・2の方は利用できません。
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、
3割の方は3倍になります。



小規模な施設での入所者・入居者のためのサービス

ち いき みつちやくがたかい ご ろうじんふく し し せつにゆうしょしゃせい かつかい ご
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームで、心身の状況等により常に介護が必要で、自宅での生活が難しい方が対象の施設です。施設サービス計画に基づき食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,879円	18,879円	21,452円
要介護2	21,111円	21,111円	23,684円
要介護3	23,436円	23,436円	26,040円
要介護4	25,699円	25,699円	28,334円
要介護5	27,900円	27,900円	30,535円

※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P17の「居室の違い」を参照ください。

ち い き みつちやくがた とく てい し せつにゆうきょしゃせい かつかい ご
地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練、健康管理等を受けられます。

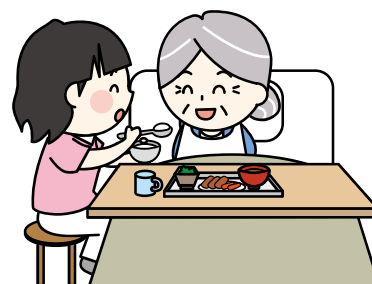
1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※要支援1・2の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



2-5 安心かつ自立した生活のためのサービス

＊ ＊ 自宅で生活するためのサービス ＊ ＊

※個人により負担金額は異なります。（費用の1割、2割又は3割の自己負担）

自立した生活や介護者の負担を減らすために福祉用具を借りる

かいごよぼう ふくし ようぐ たいよ (介護予防・)福祉用具貸与

要介護状態になることを防ぐ、または状態が今以上進行しないよう、福祉用具をレンタルすることができます。要介護度によって利用できる用具が異なります。

※TAISコード（タイスコード）が付いている福祉用具に限ります。

対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
手すり（工事を伴わないもの）			
スロープ（工事を伴わないもの）★			
歩行器 ★			
歩行補助つえ ★ ※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合 で介護保険対象となる杖の種類が異なり ますのでご注意ください。 ※一般の杖（T字杖、C字杖など）は対象外	●	●	●
(普通型電動)車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
自動排せつ処理装置	▲	▲	●

●利用可 ×原則として利用不可（例外有） ▲尿のみを吸引できるものは利用可

※都道府県等からの指定を受けた福祉用具貸与・販売事業者に限ります。

※事業者によって用具の機種や費用は異なります。

※要介護1以下の方が特殊寝台等の貸与にて、介護保険給付を受ける場合には、別途、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの基準に基づきますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

★次の福祉用具は、貸与か購入の一方を選択できます

・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・歩行補助つえ（松葉づえを除く）

※歩行補助つえ

【貸与の場合】：松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖(*)に限る。

【購入の場合】：カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(*) 多点杖：杖先の接地点が3点以上の複数に分岐することで、杖の支持面を広くした杖。

T字杖などの介護保険対象外の単点杖のつえ先に、オプションで複数に分岐するゴムを装着し使用する杖は対象外。

日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する

とくてい かいご よぼう ふくし ようぐ こうにゅう
特定(・介護予防)福祉用具購入

排せつや入浴時に使う貸与にはなじまない福祉用具(①～⑥)及び、貸与か購入の一方を選択することができる福祉用具(⑦～⑨)を指定事業所から購入した際に、その購入にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。

※介護保険対象の上限額：10万円(同一年度内：4月～翌年3月)

※TAISコード(タイスコード)が付いている福祉用具に限ります。

※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合で介護保険対象となる杖の種類が異なりますのでご注意ください。

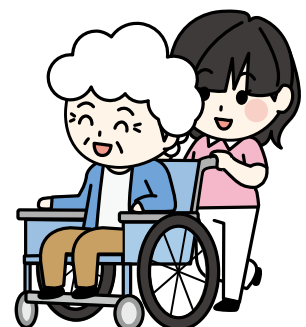
	対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により貸与も可能
①	腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
②	特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
③	簡易浴槽
④	移動用リフトのつり具部分(介護を受ける方の体を包んで支えるシート)
⑤	入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
⑥	排泄予測支援機器
⑦	固定用スロープ ★
⑧	歩行器(歩行車を除く) ★
⑨	歩行補助杖 ★ (カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラット・ホームクラッチ、及び多点杖に限る) ※一般の杖(T字杖、C字杖など)は対象外

※購入時に要介護・要支援の認定を受けている方が対象です。

※福祉用具購入の際には、介護保険被保険者証と負担割合証の提示が必要です。

※都道府県等からの指定を受けた事業者以外からの購入は、支給の対象になりませんので、ご注意ください。

※保険の支給を受けるには、購入後に領収証、カタログ(写)を添付し、市高齢介護課への申請が必要です。



住み慣れた住宅を改修し、より安全な生活を送る

かいごよぼう きょたくかいごじゅうたくかいしゅう (介護予防・) 居宅介護住宅改修

工事着工前の申請が必要です

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、その改修にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。改修費の上限は、要介護・要支援どちらの方も20万円です。事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

◎介護保険の対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他上記の住宅改修に付帯する工事



※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

◎手続きの流れ

相談・検討	地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに相談します。
市へ事前に申請	工事を始める前に、市の窓口にて、申請書、住宅改修が必要な理由書、見積書、住宅全体の平面図、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、市の審査を受けます。
市の審査・通知	市が申請内容を審査し、申請者（本人又は事業者）に通知します。
工事の実施・支払	市の審査結果を受けたのち、着工します。 改修後、工事箇所の写真を撮ります。（日付入り） 改修費用をいったん全額負担し、事業者に支払います。（償還払） ・改修費用全額を立て替えず、改修費用の1割、2割又は3割の自己負担額のみを事業者を支払う「受領委任払」という支払方法もあります。
払戻(保険支給)の手続き	全て終了したら、市の窓口にて写真や領収書等を提出し、工事が完了したことを伝えます。工事着工日、完了日も併せてご報告ください。
払戻(保険支給)	工事が介護保険の対象であると認められた場合、その改修に要した費用の9割、8割又は7割が支給されます。 負担割合が1割の方の場合、保険支給の上限は18万円です。

※改修工事前に、事前申請し、市の審査・承認を受ける必要があります。

- ケアマネジャーなどよく相談して工事箇所や業者を決め、市の窓口にて申請してください。
- ※限度額の20万円以内であれば、数回に分けて申請・改修することができます。
- ※引越した場合や要介護度が一定程度重くなった場合、20万円の再支給を受けることができます。
- ※本人や家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費が対象となります。
- ※工事業者の選択の際は、複数の業者から見積書を取るなどして、工事内容や製品の特徴(仕様・材質)、金額等について比較・検討の上、決定してください。
- ※工事業者は、見積書を作成したら本人・家族等に工事内容や製品の特徴(仕様・材質)、金額等について説明し、見積書の内容に承諾を得てください。

2-6 介護予防・日常生活支援総合事業

＊ ＊地域のニーズや実績に応じて利用できるサービス＊ ＊

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活支援を目的とした事業です。

かいごよぼう せいかつしえん じぎょう 介護予防・生活支援サービス事業

◆対象になる方

- ・要介護認定で要支援1・2を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

1. 訪問型サービス（ホームヘルプ）

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	961円	1,922円	2,883円
週2回程度の利用	1,919円	3,837円	5,756円
週2回程度を超える利用	3,045円	6,090円	9,134円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

②訪問介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）や必要に応じて身体介護（食事や入浴の見守り等）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	1,201円	2,402円	3,603円
週2回程度の利用	2,399円	4,797円	7,195円
週2回程度を超える利用	3,806円	7,611円	11,416円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

2. 通所型サービス（デイサービス）

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、運動やレクリエーション等を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,459円	2,917円	4,375円
要支援2相当のサービスを利用した場合	2,938円	5,876円	8,813円

※入浴はありません。※利用内容・回数はケアプランにより決まります。



②通所介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、日常生活上の機能を向上させるための体操や趣味等の活動を行い、必要に応じて、食事や入浴の提供を行います。

1 か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,824円	3,647円	5,470円
要支援2相当のサービスを利用した場合	3,672円	7,344円	11,016円

※利用内容・回数はケアプランにより決まります。



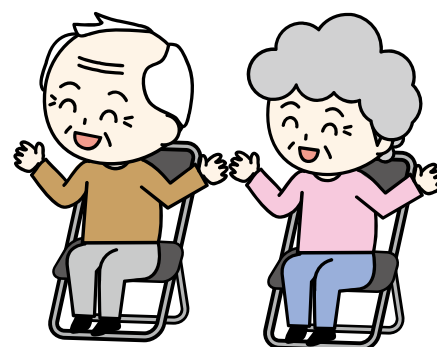
いっぱんかいごよぼうじぎょう

一般介護予防事業

自立支援や要介護状態になることを防ぐための事業で、65歳以上であれば誰でも参加できます。

◆一般介護予防事業の対象となる方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 65歳以上の方を支援するための活動に関わる方



◆事業例

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	体操教室など、地域の住民が主体となって行う介護予防活動の育成や、支援を行います。

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

身近な地域の人同士で交流し、楽しみながら体操を続け、筋力向上、転倒予防を目指す内容です。地域住民同士の交流を目的にしているため、団体代表の方よりお問い合わせください。地域包括支援センターより、出前講座を行わせていただき、ご希望団体の方へ必要物品を貸し出しいたします。

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」

ご自身の介護予防・健康づくりのほか、介護予防ボランティア活動に興味のある方にお勧めです。年間を通じて講座日程が決まっています。また、地域包括支援センターによって活動状況・内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。(P.41)

3.サービスに関する費用について

介護保険のサービスを利用したときは、原則利用料の1割、2割又は3割を支払います。自己負担額が高額になったときや所得の低い方には、負担を軽減する仕組みがあります。

3-1 介護サービス利用料

介護保険サービスを利用したときは、**利用料の1割、2割又は3割を支払います。**

利用料の負担割合（1割、2割又は3割）は、所得に応じて決まります。在宅サービスについては、要介護度に応じて利用できるサービス費の限度があります。限度額を超えて介護保険サービスを利用した分は、全額自己負担になります。

1か月あたりのサービス利用限度額（施設サービス等は別途報酬基準があります。）

要介護度	利用限度額	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

●上記の限度額に含まれないサービス

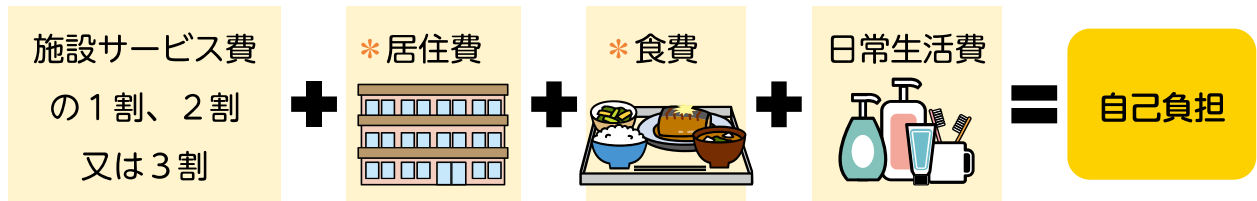
- ・特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）・・・P.24参照
- ・居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）・・・・・・P.25参照
- ・居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）・・・P.10（P.16）参照
- ・施設に入所して利用するサービス全て

※これらのサービスは、限度額がサービス別に設けられています。



施設サービスを利用したときの費用

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の自己負担分（1割、2割又は3割）の他、居住費、食費、日常生活費を支払います。（負担割合は所得に応じます。）



■部屋代(居住費/滞在費)・食費

●施設入所及び短期入所利用時の部屋代・食費は、施設と利用者との契約によって決まり、通常、全額自己負担となりますが、平均的な費用をもとに「基準費用額」が定められています。

国が定める部屋代・食費の基準費用額（日額）

居室の種類	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室		
			特養	特養以外	特養	特養以外 (室料徴収あり)	特養以外 (室料徴収なし)
居住費	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円
食費	1,445円						

※特養は特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護、特養以外は介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護

※居室の種類については、P17下部「居室の違い」を参照ください。

※令和8年8月より食費1,445円の基準が1,545円に変更となります。

3-2 費用負担の軽減

■介護保険負担限度額認定申請(部屋代・食費の負担軽減)

●所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、部屋代・食費の負担が軽減されます。ただし、負担軽減には、市への申請が必要です。

なお、適用となるサービスは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院等に入所又は短期入所を利用する場となります。

☆支給には、世帯全員(本人・世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税であること及び預貯金等が以下の基準以下であることが条件です。

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階 (生活保護受給者)	—
第2段階 (年金収入等80.9万円以下)	単身…650万円、夫婦…1,650万円
第3段階① (年金収入等80.9万円超120万円以下)	単身…550万円、夫婦…1,550万円
第3段階② (年金収入等120万円超)	単身…500万円、夫婦…1,500万円

※年金収入等……公的年金等収入金額(非課税年金含む) + その他の合計所得金額

※令和8年8月より年金収入等80.9万円の基準が82.65万円に変更となります。

※第2号被保険者(40歳～64歳以下)の基準は、単身1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。

- 下表の負担限度額を超えた分は介護保険から「特定入所者介護サービス費」として給付されます。

介護保険負担限度額（1日あたり）

【第3段階①②】 上段：令和8年7月まで、下段：令和8年8月から（①は食費のみ）

利用者 負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	食費	
			特養	特養以外		施設入所	短期入所
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
						680円	1,030円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円
						1,470円	1,470円

※特養は特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護、特養以外は介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護

※居室の種類については、P17下部「居室の違い」を参照ください。

(注)室料相当額控除を算定していない老健及び介護医療院については430円となります。

☆申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係（☎0282-21-2251）へお問い合わせください。

■市民税課税層に対する特例減額措置申請

- 市民税課税世帯において、利用者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設へ入所（短期入所は対象外）し、以下の要件をすべて満たす場合には、申請により、第3段階②の負担限度額が適用されます。
- 申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係（☎0282-21-2251）へお問い合わせください。

☆要件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 利用者の世帯の構成員が2人以上であること
※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯の構成員の数に1を加える
※施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす
- ② 介護保険施設（及び地域密着型介護老人福祉施設）に入所・入院し、現在利用者負担額減額認定を受けていないこと※ショートステイは適用外
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担、食費、居住費の見込額を除いた額が80.9万円以下であること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に資産がないこと
- ⑥ 介護保険料の滞納がないこと

■社会福祉法人等利用者負担額軽減申請

- 所得が低い方で、社会福祉法人が運営する介護保険サービスを利用する場合、利用者の負担が軽減されます。ただし、軽減を行っていない社会福祉法人もあります。
- 軽減の対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等です。
- 軽減の対象となるものは、介護費・食費・居住費・滞在費・宿泊費のうち、利用する介護保険サービスの種類によって異なります。また、軽減の程度は利用者の状況によって異なります。
- この軽減は負担限度額を適用した後の利用者負担額について適用されます。
- 申請する際に必要なものについては、高齢介護課介護保険係(☎0282-21-2251)へお問い合わせください。

☆要件

次の要件をすべて満たす方となります。

- ① 世帯全員（本人・世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税であること
- ② 世帯全員の年間収入及び預貯金額が定められた額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料の滞納がないこと

1か月の自己負担が高額になったとき

■高額介護(予防)サービス費支給申請

ひと月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が負担上限額を超えた場合は、申請により、超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として支給されます。ここでの利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割、2割又は3割負担相当額を指します。

支給を受けるには、市への申請が必要です。対象となる方には通知が郵送されます。

利用者負担段階区分		負担上限額（月額）
市民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の方が世帯にいる場合	※課税所得690万円以上	140,100円（世帯）
	※課税所得380万円以上690万円未満	93,000円（世帯）
	※課税所得380万円未満	44,400円（世帯）
市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合 （世帯のどなたかが課税されている方）		44,400円（世帯）
世帯全員が市民税を課税されていない（非課税）方		24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方等		24,600円（世帯）
		15,000円（個人）
生活保護の受給者等		15,000円（個人）

※世帯に属する65歳以上の第1号被保険者で最も高い課税所得の方で区分判定します。

※高額介護(予防)サービス費の支給対象外：食費、部屋代等、住宅改修費、福祉用具購入費

※表中80.9万円以下の基準は、令和8年8月より82.65万円以下に変更となります。

1年間の介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

■高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、介護と医療の自己負担額が以下の負担限度額を超えた場合は、申請により、超えた分が支給されます。対象の見込みとなる方には、通知が郵送されます。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の負担限度額(年額)

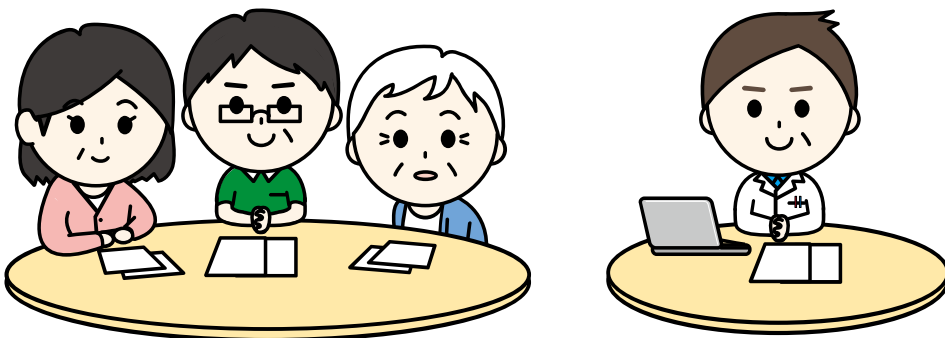
【計算対象期間：前々年8月1日～前年7月31日】

区分		70歳未満の方	区分	70歳以上の方	
※1 基準総所得額	901万円超	212万円	※2 課税所得	690万円以上	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円		380万円以上690万円未満	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円		145万円以上380万円未満	67万円
	210万円以下	60万円	世帯のどなたかが市民税を課税されている方	56万円	
世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税		34万円	低所得者Ⅱ(市民税非課税世帯の方)	31万円	
			低所得Ⅰ(市民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯) 公的年金控除額を80.67万円* ³ として計算。令和3年8月診療分以降について、給与所得を含む場合は、給与所得の金額から10万円を控除して計算。	19万円	

- ★1 世帯における国民健康保険加入者全員の所得金額の合計額で区分判定します。
(基準総所得金額＝総所得金額等－市民税の基礎控除額)
- ★2 世帯に属する国民健康保険(・後期高齢者医療保険)被保険者のうち最も高い課税所得の方で区分判定します。(国保、後期それぞれで判定)
- ★3 令和7年7月診療分以前は80万円となります。

※同じ世帯でもそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

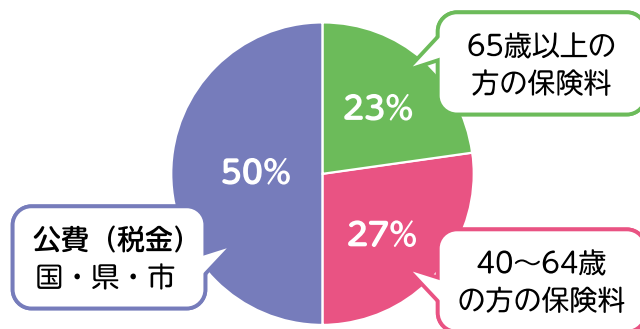
※健康保険組合などの社会保険に加入している方は、加入されている健康保険にお問い合わせください。



4. 介護保険料について

40歳以上の皆様に納めていただいている介護保険料は、国や自治体の負担金と合わせて、介護保険を運営するために使用されます。

右の負担割合は、人口比率をもとに決められており、3年に1度見直されます。



40～64歳の方の保険料の決め方・納め方

40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	同じ世帯に属している40～64歳の方（第2号被保険者）の人数や所得によって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分、後期高齢者支援分・介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方の保険料の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、市が算出した「基準額」をもとに決まります。基準額は、介護サービス給付額見込に基づき、3年に1度見直されます。

●保険料の決め方

$$\text{基準額 (年額)} \times \text{保険料率} = \text{保険料 (年額)}$$

●基準額の決め方

$$\text{基準額 (年額)} = \text{栃木市の介護保険給付にかかる総額} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{市に住む65歳以上の方の人数}$$

栃木市の65歳以上の方の介護保険料(令和7～令和8年度)

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額 ×0.455 〔軽減後〕 〔×0.285〕	32,361円 〔軽減後〕 〔20,270円〕
第2段階	・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.60 〔軽減後〕 〔×0.40〕	42,674円 〔軽減後〕 〔28,449円〕
第3段階	・市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.69 〔軽減後〕 〔×0.685〕	49,075円 〔軽減後〕 〔48,719円〕
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額 ×0.90	64,011円
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円を超える方	基準額	71,124円 (月額5,927円)
第6段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	85,348円
第7段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	92,461円
第8段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	106,686円
第9段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	120,910円
第10段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	135,135円
第11段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	149,360円
第12段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	163,585円
第13段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.40	170,697円
第14段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.50	177,810円
第15段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	基準額 ×2.60	184,922円
第16段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	基準額 ×2.75	195,591円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※「課税年金収入額」とは、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険制度とは

介護保険
サービスを使う

サービスに関する
費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向け
サービス

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の額によって2通りに分かります。

※老齢福祉年金は、対象になりません。

●年金が年額18万円以上の方・・・特別徴収

年金から天引きになります。年金の支払い月が年6回（偶数月）であるため、介護保険料の年額を6回で割った額が、1回あたりに天引きされます。

※本来、年金から天引きになる方（特別徴収）でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった ⇒ 年度内は、増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
 - 年度途中で年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市区町村から転入した
 - 保険料が減額になった
 - 年金が一時差し止めになった
- 原則、特別徴収の対象者として把握される月の約6か月～1年後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます

●年金が年額18万円未満の方・・・普通徴収

市から送られてくる納付書により、取扱金融機関で納めます。
また、手続きをすれば口座振替による支払いが可能です。

◆口座振替の手続き◆

- ①介護保険料の納付書、引き落とす通帳、通帳届出印を用意します。
 - ②①を持って、取扱金融機関で口座振替依頼書に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申込日翌月末以降からとなります。
※口座の残高をご確認ください。不足で引き落としできないケースがございます。

介護保険料について 困ったときは・・・



災害などの特別な事情で、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。

お困りの際はお早めに、減免は税務課 保険係(本庁舎2階 ☎0282-21-2263)、徴収猶予は収税課 徴税係(本庁舎2階 ☎0282-21-2281)までお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると・・・

災害等特別な事情がないのに介護保険料を納めていただけない場合、期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1割又は2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利用負担が4割になったりする措置がとられます。保険料は、必ずお納めください。

<p>1年間滞納した場合 サービス利用時の支払い方法の変更 (償還払いへの変更)</p>	<p>利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければならなくなります。 (後日、申請により9割、8割又は7割相当分 が市から払い戻されます。)</p>
---	---



<p>1年6か月間滞納した場合 保険給付の一時差し止め 差し止め額から滞納保険料を控除</p>	<p>利用したサービス費用を、一度全額自己負担しなければならなくなり、1年間滞納した場合と異なり、後日払い戻しの申請をしても、一部または全部が一時的に差し止められます。</p>
--	--



<p>2年間以上滞納した場合 利用者負担の引き上げ 高額介護サービス費等の支給停止</p>	<p>介護保険料未納の期間に応じて、本来1割又は2割の方の利用負担が3割に、本来3割の方の利用負担が、4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。</p>
--	--

これらの措置が生じても、介護保険料納付の義務が消失したことはありません。

介護保険料について いつから納め始めるの・・・？

介護保険料は、65歳になる誕生日の前日の属する月の分から納めます。

- 【例】 ① 5月1日が誕生日の場合
⇒前日は4月30日なので、4月分から納めます。
- ② 5月2日が誕生日の場合
⇒前日は5月1日なので、5月分から納めます。

※医療保険に加入している40～64歳の方は、加入している保険により納付開始時期が異なります。

5. 栃木市の高齢者向けサービス

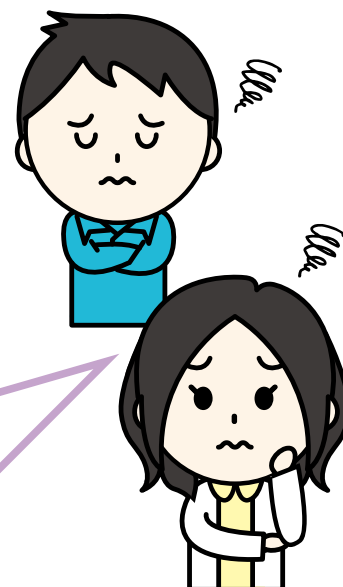
＊ ＊ 介護保険以外の高齢者向けサービスについて ＊ ＊

栃木市では、介護保険サービス以外に様々な高齢者向けサービスを実施しています。

両親が高齢になってきて、いろいろと心配だなあ…
どこに相談したらいいんだろう…？

★保健や福祉に関する相談窓口があります

地域包括支援センター	41
とちぎ権利擁護センター「あすてらす・とちぎ」	60
とちぎ市暮らしサポートセンター「くらしネット」	60
栃木市成年後見サポートセンター	61
精神保健福祉相談	65
認知症の人と家族の会	66
認知症疾患医療センター	66



足腰が弱くなって掃除や買物が大変になってしまったなあ…

★自立生活を支援するサービスがあります

軽度生活援助員派遣事業	43
ふれあい在宅福祉サービス	61
シルバー人材センター	65

持病もあるし、ひとり暮らしは不安だな…

★安否確認をかねたサービスや緊急時に役立つサービスがあります

配食サービス事業	43
緊急医療情報カプセル・安心見守りカプセル	45
高齢者ふれあい相談員事業	47
緊急通報装置貸与事業	47



福祉用具を買ったり借りたりするときの補助はないかなあ…

★レンタル料や購入費の助成があります

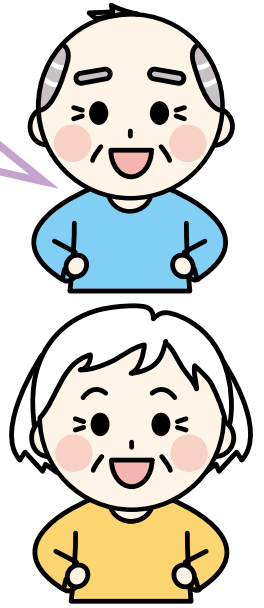
日常生活用具購入費助成事業	48
高齢者補聴器購入費助成事業	49
日常生活用具レンタル料助成事業	49



体を動かしたり、地域での活動に参加したりしたいなあ！

★健康づくり、生きがいくりの場やサービスがあります

- はつらつセンター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- いきいきサロン事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成券・47
- 敬老会事業補助金・敬老祝金・・・・・・・・・・ 50
- 老人福祉センター・健康福祉センター・・・・・・・・ 51～53
- 高齢者自立生活支援事業・就労的活動支援員・・・・・・・・ 63、64
- とちぎ蔵の街シニアクラブ（老人クラブ）・・・・・・・・ 64



ケガをしてしまったので、少しの間、車いすは借りられないかなあ…

★車いすの貸出サービスがあります

- 車いす貸与事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

出かけたいけど、車の運転はできないし…

★外出時の便利なサービスがあります

- 蔵タク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- ふれあいバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 福祉タクシー利用券・・・・・・・・・・ 56
- 障がい者等移送サービス・・・・・・・・・・ 62
- 車イス移送車貸出事業・・・・・・・・・・ 62



医療に関する助成はないかなあ…

★医療助成のサービスがあります

- 高齢者のインフルエンザ予防接種・・・・・・・・・・ 57
- 高齢者の肺炎球菌予防接種・・・・・・・・・・ 57
- 带状疱疹予防接種・・・・・・・・・・ 58
- 新型コロナウイルス感染症予防接種・・・・・・・・ 58
- 特定健診・健康診査及び人間ドック検診の助成・・・・ 59

寝たきりのおばあちゃんのためのサービスはないかなあ…

★自宅で生活している寝たきりの方や介護者へのサービスがあります

- 紙おむつ給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業・・・・・・・・ 50



☆略語解説☆ 相…相談事業 福…福祉系サービス 医…医療系サービス	掲載ページ番号	対象年齢	対象者早見表							
			介護保険非該当者		介護保険認定者		家族介護者			
			ひとり暮らし	高齢者世帯	ひとり暮らし	高齢者世帯				
相	地域包括支援センター	41	65歳以上	●	●	●	●	●	●	●
福	軽度生活援助員派遣事業	43	65歳以上		●	●	●	●		
福	配食サービス事業	43	65歳以上		●	●	●	●		
				※食材の確保、調理が困難な方						
福	はつらつセンター事業	44	条件があります。							
福	いきいきサロン事業	44	条件があります。							
福	緊急医療情報カプセル	45	65歳以上		●	●	●	●		
福	安心見守りカプセル	45	条件があります。							
福	認知症高齢者等 SOS ネットワーク 見守りシール 認知症高齢者等個人賠償責任保険	45	条件があります。							
福	生活支援のため地域資源リスト 医療・介護・地域資源総合検索サイト	46	どなたでもご利用できます。							
相	高齢者ふれあい相談員事業	47	70歳以上		●	●	●	●		
福	緊急通報装置貸与事業	47	65歳以上		●	(●)	●	(●)		
				※高齢者世帯の場合は、本人以外の方が寝たきり等の場合						
福	紙おむつ給付事業	47	要介護3以上				●	●	●	
福	日常生活用具購入費助成事業	48	65歳以上	日常生活用具の種類によって異なります。						
福	健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成券	48	75歳以上	条件があります。						
福	高齢者補聴器購入費助成事業	49	65歳以上	条件があります。						
福	日常生活用具レンタル料助成事業	49	65歳以上							
福	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	50	要介護3以上							●
				※住民票上同一世帯かつ同居している方のみ。						
福	敬老会事業補助金	50	80歳以上	条件があります。						
福	敬老祝金	50	条件があります。							
福	老人福祉センター・健康福祉センター	51~53	どなたでもご利用できます。							
福	蔵タク	54	どなたでもご利用できます。							
福	ふれあいバス	55	どなたでもご利用できます。							
福	運転免許証自主返納支援制度	55	運転免許証を返納された方。							
福	車いす貸与事業	55	車いすが必要な方							

福	福祉タクシー利用券	56	65歳以上	●	●	●	●	●	●	
			身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで在宅の方、通院でタクシーを利用する方等 ※通院回数の条件があります。							
医	高齢者のインフルエンザ予防接種	57	60歳以上 65歳未満	特定の障がいをお持ちの方						
			65歳以上	●	●	●	●	●	●	
医	高齢者の肺炎球菌予防接種	57	60歳以上 65歳未満	特定の障がいをお持ちの方						
			接種時 65歳	●	●	●	●	●	●	
医	帯状疱疹予防接種	58	60歳以上 65歳未満	特定の障がいをお持ちの方						
			年度末年齢 65・70・75 80・85・90 95・100歳	●	●	●	●	●	●	
医	新型コロナウイルス感染症予防接種	58	60歳以上 65歳未満	特定の障がいをお持ちの方						
			65歳以上	●	●	●	●	●	●	
医	特定健診・健康診査及び人間ドック 検診の助成	59	条件があります。							
福	ごみ出しサポート	59	条件があります。							
相	とちぎ権利擁護センター 「あすてらす・とちぎ」	60	どなたでもご利用できます。							
相	とちぎ市くらしサポートセンター 「くらしネット」	60	どなたでもご利用できます。							
相	権利擁護・成年後見支援センター事業 栃木市成年後見サポートセンター	61	どなたでもご利用できます。							
福	ふれあい在宅福祉サービス	61	65歳以上	●	●	●	●	●	●	
福	障がい者等移送サービス	62	条件があります。							
福	車イス移送車貸出事業	62	車いすを利用している方							
福	高齢者自立生活支援事業	63	65歳以上	どなたでもご利用できます。						
福	栃木市生活サポーター養成講座	63	30歳以上	どなたでもご利用できます。						
福	就労的活動支援員設置事業	64	65歳以上	どなたでもご利用できます。						
福	とちぎ蔵の街シニアクラブ	64	60歳以上	どなたでも参加できます。						
福	シルバー人材センター	65	どなたでもご利用できます。							
相	精神保健福祉相談	65	どなたでもご利用できます。							
相	認知症の人と家族の会	66	どなたでもご利用できます。							
相	認知症疾患医療センター	66	どなたでもご利用できます。							

地域包括支援センターとは…

地域包括支援センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域でいつまでも「自分らしく」「安心して」暮らせるように、医療機関や介護サービス事業所、ボランティアの方などと連携しながら、必要な援助や支援をする地域の総合相談窓口です。

【主な仕事内容】

総合相談	介護や福祉、生活全般に関する相談をお受けし、訪問や制度を横断したサービスの調整など総合的な支援を行います。
介護予防 ケアマネジメント	要支援の認定を受けた方、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方に対し、状況にあったサービスが適切に提供されるよう支援します。
包括的・継続的 ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ケアマネジャーへの日常的な支援、困難事例等への指導・助言を行い、生活をサポートしていきます。
権利擁護	高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度などの活用支援や、高齢者虐待の対応を行います。

地域包括支援センタースタッフ

社会福祉士

高齢者の権利擁護の相談など



私たち、資格を持った職員が訪問等をし、お話を伺います。些細なことでもお気軽にご相談ください。

主任ケアマネジャー

事業者やケアマネジャーの支援など



保健師

介護予防ケアプランの作成や介護予防指導など



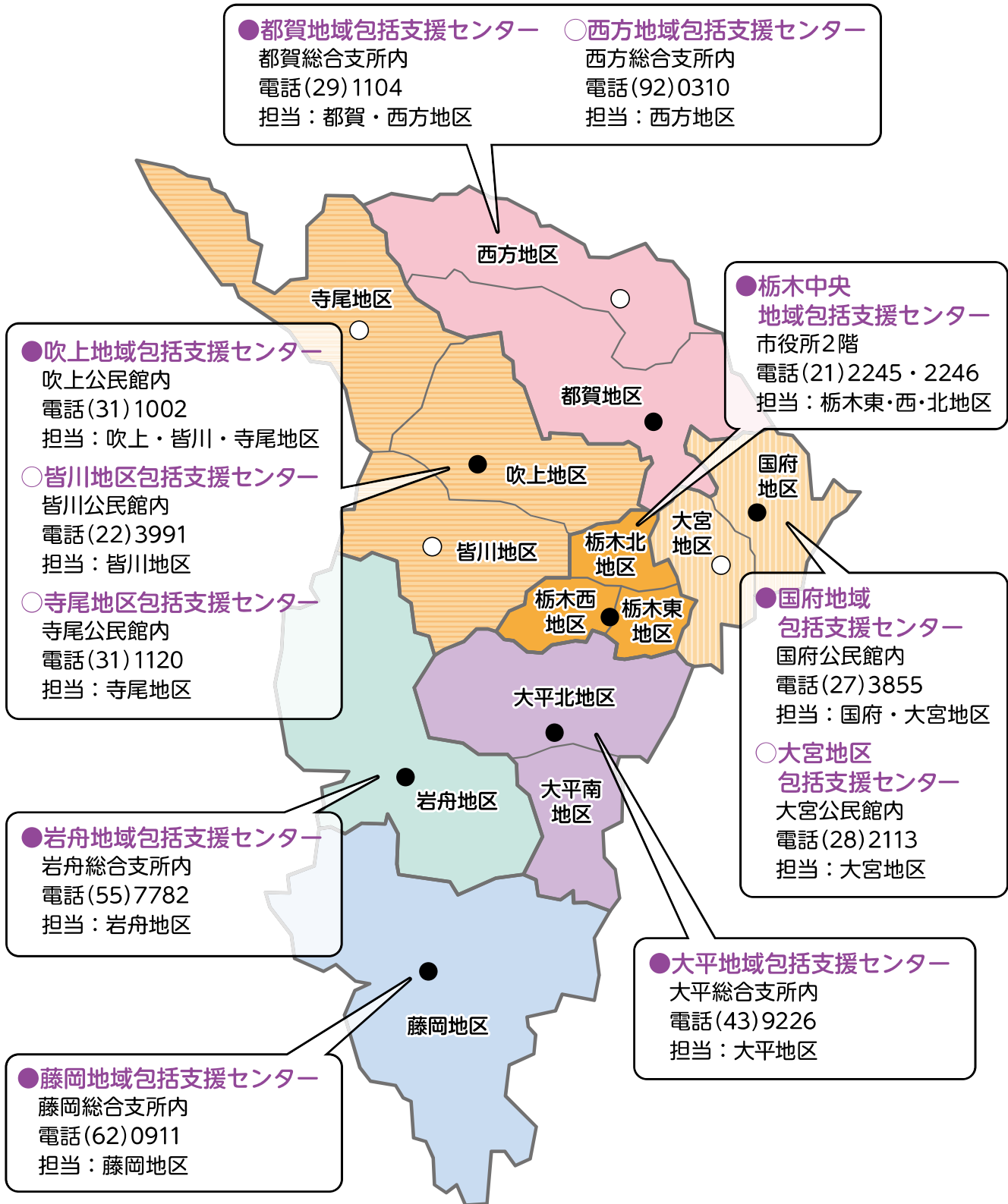
認知症初期集中支援専門員について

保健・福祉の専門職（認知症初期集中支援専門員）が、認知症でお困りの方や心配な方、ご家族等からの相談を受け、認知症の専門医やサポート医と連携を図りながら、病院受診や介護サービス利用、ご家族の介護負担軽減などの支援を行います。また、もの忘れ相談を開催し、認知症の早期発見・早期対応を図っています。

◆問合せ

本庁舎 2階 (2A-1) 地域包括ケア推進課 栃木中央地域包括支援センター内 0282-21-2171

地域包括支援センターマップ



介護保険制度とは

介護保険
サービスを使う

サービスに関する
費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向け
サービス

① 軽度生活援助員派遣事業

高齢者の方が地域で自立して生活を送れるよう軽易な日常生活上の援助を行う軽度生活援助員を派遣します。

★対象者 おおむね65歳以上の自宅で生活している方で、次のいずれにも該当する方

(1) ひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯の方

(2) 市民税非課税世帯

(3) 自立した生活の継続に不安があり、要介護状態
又は要介護状態になるおそれがある方

※隣接地に親族が居住していないこと等の要件がありますので、事前にお問い合わせください。



★サービス内容・利用時間・料金

1か月あたり合計10時間まで1割負担で利用できます。

サービスの内容	作業員1人あたりの1時間の料金(1割)	
家屋内の整理・整頓(掃除、押し入れの整理、窓ふき等)、 食材等の買物、外出時の援助、その他軽易な援助	122円	
家周りの手入れ(草取り、草刈り、植木の剪定1.5mま で)、簡単な大工、低所の塗装、屋外の清掃	草取り	129円
	草刈り	140円
	大工・塗装・植木の剪定	154円
	屋外の清掃	122円

★費用負担 【通常料金の1割(上記金額)】×利用時間

※利用時間のうち、制限を超えた分は通常料金(10割負担)となります。

※材料費等は、全額自己負担となります。

② 配食サービス事業

対象者の状態に応じて、週1～5回まで自宅に昼食をお届けします。ただし、配達日は月～金曜日で、祝日、年末年始を除きます。

★対象者 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方で、
食材の確保や調理が困難な方

※隣接地に親族が居住していないこと等の要件がありますので、事前にお問い合わせください。

★費用負担 1食あたり300円



③はつらつセンター事業

地域住民の参加協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者に集まりの場を提供し、生きがいづくりや健康で元気に生活するための様々な事業を実施する団体に運営費の一部を助成します。

- ★対象者 次のような事業を適切に運営できると認められた地域の任意団体（自治会等）
- グラウンドゴルフ、カラオケ等の趣味・生きがい活動事業
 - 会食、子どもとの交流、ボランティアでの奉仕作業等の地域交流事業
 - 教養講座、健康講座、介護予防教室、あったかとちぎ体操等の開催

★委託料（運営費の助成）

上記事業等の実施回数	事業運営費	初年度設備費
月4回以上	月額 10,000円	200,000円
月2回以上4回未満	月額 5,000円	

※年度途中の申請団体の運営費は、申請した月の翌月分から支給されます。

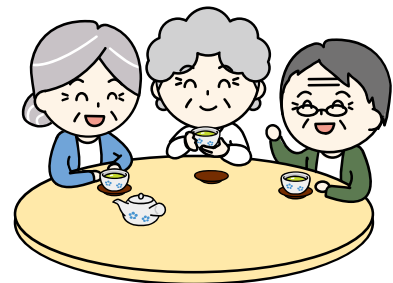
④いきいきサロン事業

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、介護状態の防止や健康寿命の延伸を図ることを目的としたお茶やおしゃべりを楽しめる居場所を提供する個人に対し、その必要経費の一部を補助します。

- ★対象者 市内の個人宅や空き家・店舗等で、次の要件を満たす事業が行えると認められた個人の方
- ①開設場所は、利用者が歩いて通える場所であること。
 - ②月1回以上、サロンを実施し、1回あたり5名以上の参加者が見込めること。（開設者は人数に含みません。）

★補助内容

開設補助	1サロン開設時に20,000円（初期費用）
事業補助	月額2,000円 （4月申請の場合は満額24,000円）



①～④についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

◆本庁舎2階（2A-1）地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 0282-21-2244

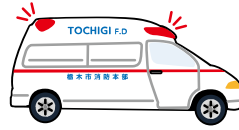
◆各総合支所 各地域包括支援センター（大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域）

⑤ 緊急医療情報カプセル

緊急時に必要な医療情報を入れることができるカプセルを配付します。

★対象者 次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、ひとり暮らしの方
- (4) その他必要と認める者



★費用負担 無料 ※配付は、1世帯に1つになります。

⑥ 安心見守りカプセル

認知症の症状がある高齢者の方等が徘徊した際の早期発見・早期保護につなげるため、緊急時に必要な情報を常に携帯することができる小型の容器を配付します。

★対象者 市内の自宅にお住まいで、認知症の症状を有し、徘徊がある又は徘徊のおそれがある方等

安心見守りカプセル		記入日: 年 月 日
氏名:		電話番号:
住所:		
緊急連絡先:		届出:
かかりつけ病院:		電話番号:
病名:		
備考:		



★費用負担 無料

⑦ 認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症の高齢者等が外出中に行方不明になった時に、市、警察、協力事業所、地域住民などが協力し、行方不明者を早期発見・保護する仕組みです。

★ネットワーク対象者 市内に居住する認知症高齢者又は若年性認知症の方で行方不明になるおそれのある方

★相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分

★費用負担 無料

※ネットワークに登録した方は、次のサービスを利用することができます。

(1) 見守りシール

QRコードが印刷されたシールと情報共有サービス「どこシル伝言板」を用いて、対象者の身元確認や家族への引き渡しを円滑に行います。対象者にはシールを交付し、衣類や持ち物に貼ってお使いいただけます。

★対象者 認知症高齢者等ネットワークに登録した方

見守りシール 見本
(縦25ミリ、横50ミリ)

★交付枚数 30枚

★費用負担 無料



(2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる制度です。

★対象者 次のいずれにも該当する方

- (1) 認知症高齢者等SOSネットワークに登録した方
- (2) 市内に住所を有し、在宅で生活する方
- (3) 認知症の診断を受けている方、又は、要介護認定基準の「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱ以上」の方

★費用負担 無料

⑤～⑦についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

◆本庁舎2階（2A-1） 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 0282-21-2244

◆各総合支所 各地域包括支援センター（大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域）

⑧生活支援のための地域資源リスト

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活を支援する様々な情報を以下の分類により一覧表にまとめたものです。

★集まる場 はつらつセンター・認知症カフェ・コミュニティカフェ（サロン）

★生活支援内容 買い物支援・移動支援（送迎）・その他の生活支援サービス

★ボランティア ボランティア団体

★相談窓口 地域包括支援センター・社会福祉協議会・その他生活支援サービス

各一覧表の詳細（サービス対象者、問合せ先等）については、下記のURL又はQRコードからご確認ください。

★URL <https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/103/77200.html>



⑨医療・介護・地域資源総合検索サイト

市民の皆さまが、市内の医療機関・介護サービス事業所等の情報を手軽に調べることができる検索サイトを開設しています。医療機関・介護サービス事業所等を10種類のカテゴリーに分け、住所やキーワードに加えて、診療・営業時間、在宅対応サービス・医療処置、訪問看護・介護内容、バリアフリー対応状況等による詳細な検索が可能となっていますので、ぜひご活用ください。

★URL <https://chiiki-kaigo.casio.jp/tochigi>



⑧～⑨についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

◆本庁舎2階（2A-2）地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 0282-21-2247

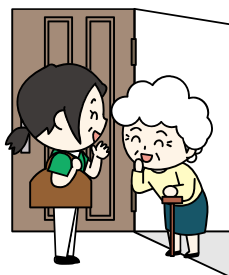
◆各総合支所 各地域包括支援センター（大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域）

⑩ 高齢者ふれあい相談員事業

高齢者ふれあい相談員が週に1回程度ご自宅を訪問し、安否確認や必要に応じて話し相手・相談相手を務めます。また、毎月1回、市作成のふれあい通信を配布します。

- ★対象者 70歳以上の方のみが暮らす世帯
※隣接地に69歳以下の親族等が居住している場合は、対象外となります。

- ★費用負担 無料
- ※申請は不要です。



⑪ 緊急通報装置貸与事業

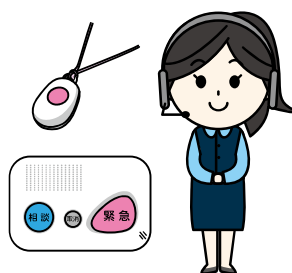
緊急時にボタンを押すことで、相談センターに通報できる装置を貸与します。相談センターでは、通報者の安否を口頭で確認し、緊急時に協力員へ連絡します。

- ★対象者 脳血管疾患や心疾患等により、体調急変や転倒のおそれがある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方

- ★費用負担 無料（破損・紛失した場合は、自己負担が生じます。）

- ※申請には、対象者宅に5分以内に到着できる2名以上の協力員（それぞれ別世帯の方）が必要です。

- ※申請の前に、まずはご相談ください。



⑫ 紙おむつ給付事業

紙おむつを1か月に1回、ご自宅まで配達します。紙おむつは、お渡しするカタログから選択いただき、ご注文金額のうち1か月あたり3,500円までを市が負担します。

- ★対象者 要介護3以上の認定を受けている方で、自宅で生活し、常時紙おむつを使用している方

- ※施設入居の方は、対象外となります。

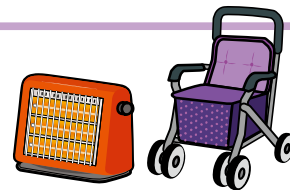
- ※入院やショートステイの期間が30日以上となる場合は、その期間は対象となりません。

- ★費用負担 注文金額のうち、1か月あたり3,500円を超えた額



⑬ 日常生活用具購入費助成事業

介護保険対象外の日常生活用具購入費を助成します。



対象品目	対象者
①電磁調理器	次のいずれにも該当する方（1世帯1台限り） （1）自宅で生活する、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方のみの世帯に属する方 （2）心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な方 （3）市町村民税非課税世帯の方
②火災警報器	
③自動消火器	
④エアコン	次のいずれにも該当する方（1世帯1台限り） （1）自宅で生活する、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方のみの世帯に属する方 （2）市内に存するエアコンが設置されていない住宅（エアコンが設置されているが、故障等により使用できない住宅を含む） （3）市町村民税非課税世帯の方 ※申請・購入前に市役所への相談が必須となります。
⑤老人福祉車（シルバーカー）	自宅で生活する65歳以上の方で、歩行時につえ等を必要とする方 ※一度交付を受けた方は、3年間、再交付はできません。
⑥小型暖房器具 ※常時生活している部屋（暖かい部屋）と浴室・トイレ等（寒い部屋）との寒暖差により、心臓への大きな負担がかかることを防ぐ目的として助成しています。	自宅で生活する65歳以上の方（1世帯1台限り） ※空気を汚さない小型暖房器具が対象です。（灯油ストーブは対象外） パネルヒーター、クイックヒーター、ハロゲンヒーター等 ※一度交付を受けた世帯は、5年間、再交付はできません。

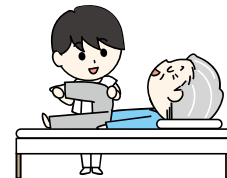
※購入日から1年以内に領収書（必ず対象者名・品目の明記、販売店の社判又は担当者印のあるもの）を持参の上、申請が必要です。（レシートは不可）

★助成限度額（助成限度額を超えた分は自己負担となります。）

- ①10,000円、②7,000円、③12,000円、④50,000円
- ⑤⑥購入費の半額（7,500円を限度とします。）

⑭ 健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成券

健康の保持や健康寿命の延伸のため、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料の一部を助成する券を配布します。



★対象者 市町村民税非課税の方で、自宅で生活している満75歳以上の方

★助成金額 1枚につき800円の助成券を2か月に1枚の割合で交付

※助成券の有効期間は、申請年度末までです。

※市と協定を結んだ施術者で、1回の施術につき助成券を1枚使用できます。

⑩～⑭についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

◆本庁舎2階（2A-2）高齢介護課 高齢福祉係 0282-21-2241

◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係（大平・藤岡・岩舟地域） 市民保健福祉係（都賀・西方地域）

⑮ 高齢者補聴器購入費助成事業

加齢による聴力低下でお困りの方へ、補聴器の購入費の一部を助成します。

★対象者 以下の全てに当てはまる方が対象です。（1人1回限り）

- (1) 市内在住の65歳以上のみの世帯の方
- (2) 市町村民税非課税世帯の方
- (3) 両耳の聴力がそれぞれ40デシベル以上の方（身体障害者手帳交付の対象となる方を除く）
- (4) 補聴器の必要性を認めると医師が判断する方

★助成限度額 （助成限度額を超えた分は自己負担となります）
50,000円

※申請・購入前に、市役所への相談が必須となります。

⑯ 日常生活用具レンタル料助成事業

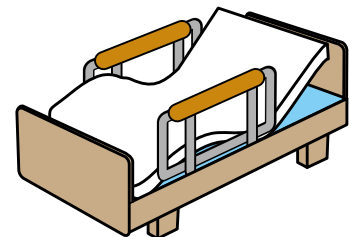
介護保険、障がい者福祉サービス対象外となる日常生活用具レンタル料を助成します。

対象品目	1か月あたりの助成限度額	対象者
① 電動小型吸引機 (ネブライザー付を含む)	4,800円	自宅で生活する65歳以上の方 ※ただし、介護保険法、身体障害者福祉法によるレンタル・給付等を受けられる場合を除く
② 特殊寝台 (マットレスを含む)	10,800円	
③ じょくそう予防用具	5,400円	

※事業者との契約日から30日以内に契約書の写しを持参の上、申請が必要です。

※助成期間は、1人あたり6か月までです。

★助成金額 レンタル料の9割
(上の表の1か月あたりの助成限度額を超えた分は自己負担となります。)



⑰在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

寝たきり老人等を自宅で常時介護している方に対し、介護手当を支給します。

★対象者 自宅で要介護3以上の認定を受けている方と同居し、常時介護している方で、介護認定を受けている方と住民票上、同世帯の方。

※世帯分離をしている場合は、対象外です。

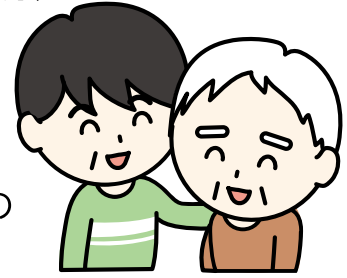
★支給金額 月額3,000円 年2回に分けてまとめて支給します。

(10月支払い：4～9月分、4月支払い：10～3月分)

※支給は、介護者の口座に振り込みとなります。

※入院やショートステイ等で、在宅期間が半月以下となる月は、支給の対象外となります。

※支給前に在宅状況を確認させていただく現況届を郵送しますので、必ずご提出ください。提出後、支給となります。



⑱敬老会事業補助金

自治会や施設等で開催される敬老会に対し、主催団体にその経費の一部を助成します。

★対象者 敬老会を開催する自治会等の団体

★助成金額 補助対象者数×1,000円

※補助対象者：市内に住所を有し、自治会等に属する80歳以上の方。
当該年度中に80歳になる方を含みます。



⑲敬老祝金

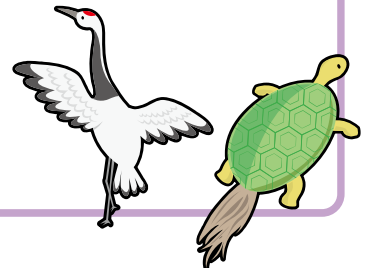
長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、敬老祝金等を贈呈いたします。

★対象者 ①9月1日において、市内に1年以上住所を有する方

②当該年度中に、以下の誕生日を迎える方

(1) 85歳：10,000円 (2) 100歳：50,000円

(3) 101歳以上：メッセージカード



⑮～⑲についての申込み・問合せ

※サービス利用には申請後、審査があります。

◆本庁舎2階(2A-2) 高齢介護課 高齢福祉係 0282-21-2241

◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係(大平・藤岡・岩舟地域)
市民保健福祉係(都賀・西方地域)

老人福祉センター・健康福祉センター

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等を行っています。

★栃木地域★



施設	主な設備・サービス		休館日
老人福祉センター 長寿園 栃木市園部町 2-14-9 0282-22-0333	大浴場、ヘルストロン、フットマッサージ、軽体育館、 休息室、健康増進室(卓球)、通信カラオケ、陶芸窯	9時 ～ 17時	木曜日 祝日の翌日 (敬老の日は営業) 年末年始 ※園にお問い合わせ ください
	・各種教室(筋膜体操、健康体操、気功体操、健康料理等)		
	・健康づくり事業(毎月2回程度開催)		
	・クラブ活動(カラオケ、ダンス、陶芸、絵画、将棋、太極拳等)		
	・高齢者困りごと相談、介護相談(随時受付)		
老人福祉センター 福寿園 栃木市千塚町210 0282-31-3666	大浴場、ヘルストロン、マッサージチェア、通信カラオケ	9時 ～ 17時	日曜日 祝日 (敬老の日は営業) 年末年始 ※園にお問い合わせ ください
	・各種教室		
	・おれんじ喫茶ふくじゅ(第1火曜日10時～12時) ※看護師による健康相談の実施		
	・クラブ活動(大正琴)		
	・介護相談(随時受付)		
老人福祉センター 泉寿園 栃木市今泉町1-2-7 0282-27-3818	大浴場、通信カラオケ、スポーツ室(卓球)、多目的ホール (囲碁・将棋、マージャン)、トレーニング室(マッサージ、 ヘルストロン)、健康マージャン室	9時 ～ 17時	水曜日 祝日の翌日 (敬老の日は営業) 年末年始 ※園にお問い合わせ ください
	・医療なんでも健康相談(第2火曜日)、街の保健室(年6回)		
	・各種教室(健康体操、茶道・かな書道、健康マージャン、 パソコン、スマホ)		
	・クラブ活動(カラオケ、囲碁・将棋、マージャン、ちぎり絵)		

利用料金

(上記3施設共通)
(※回数券は11枚綴)

市内居住者	60歳以上	1日：100円 回数券：1,000円
	一般	1日：200円 回数券：2,000円
	小学生以下	無料
市外居住者		1日：300円 回数券：3,000円
障害者手帳をお持ちの方・要介護認定者等		無料
30名以上の団体利用者		2割引



★大平地域★



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
大平健康福祉センター 『ゆうゆうプラザ』 栃木市大平町西野田666-1 0282-45-2601	大・小会議室、多目的ホール、 調理実習室、研修室1、研修室2	8時30分～21時	月曜日 (月曜日が 祝日の場合、 その翌日) 年未年始
	トレーニングルーム	9時30分～21時 (日曜日は19時まで)	
	浴室、大広間、小広間	10時～21時	

利用料金

(※回数券は11枚綴)



入浴施設	65歳以上、中高生、 障害者手帳をお持ちの方	210円 回数券：2,100円
	一般	310円 回数券：3,100円
	小学生	100円 回数券：1,000円
	未就学児	無料
トレーニング室	65歳以上、 障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般 (16歳～64歳)	1日 520円

★藤岡地域★



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
渡良瀬の里 栃木市藤岡町赤麻502-1 0282-62-1635	大浴場、多目的ホール	火・水・木 9時30分～20時 金・土・日 9時30分～22時 清掃 (大浴場のみ) 火・水・木・金・土 17時～18時	月曜日 (月曜日が祝日の 場合はその翌日) 年未年始
	グラウンドゴルフ場 (要事前予約)	火・水・木・金・土・日 9時～17時	
	子どもの広場		

利用料金

(※回数券は11枚綴)



入館料	一般	65歳以上	100円 回数券1,000円
		64歳以下	300円 回数券3,000円
	小学生以下	無料	
	障害者手帳をお持ちの方	無料	
グラウンドゴルフ 利用料	市内居住者	無料	
	市外居住者	300円 (入館料含む)	

介護保険制度とは

介護保険
サービスを使う

サービスに関する
費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向け
サービス

★西方地域★



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
北部健康福祉センター 『ゆったり～な』 栃木市西方町本城2-1 0282-25-7444	会議室、多目的ホール相談室、和室1（休憩室）、和室2、調理実習室、プレイルーム	8時30分～21時 ※プレイルームは17時まで	木曜日 （木曜日が祝日の場合、その翌日） 年末年始
	入浴施設	10時～21時	
	トレーニングルーム	9時30分～21時	
	歩行用プール	10時～21時	

利用料金

（※回数券は11枚綴）



入浴施設	65歳以上、中高生、障害者手帳をお持ちの方	350円 回数券：3,500円
	一般	500円 回数券：5,000円
	小学生	150円 回数券：1,500円
	未就学児	無料
トレーニングルーム	65歳以上、障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般（16歳～64歳）	1日 520円
歩行用プール	65歳以上、障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般（16歳～64歳）	1日 520円

※トレーニングルームと歩行用プールを両方利用する場合の利用料金は、合算額の7割

★岩舟地域★



施設	主な設備・サービス	開館時間	休館日
CITY GYM & SPA 遊楽々館 （岩舟健康福祉センター） 栃木市岩舟町三谷1038-1 0282-54-3331	第1・2会議室 調理実習室・検診室	8時30分～21時	水曜日 （水曜日が祝日の場合、その翌日） 年末年始
	入浴施設	10時～21時	
	カラオケ	10時～20時	
	トレーニング室	9時30分～20時30分 （日曜日は20時まで）	

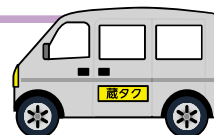
利用料金

（※回数券は11枚綴）



入浴施設	65歳以上、中高生、障害者手帳をお持ちの方	210円 回数券：2,100円
	一般	310円 回数券：3,100円
	小学生	100円 回数券：1,000円
	未就学児	無料
トレーニング室	65歳以上、障害者手帳をお持ちの方	1日 360円
	一般（16歳～64歳）	1日 520円
カラオケ		1曲 210円

蔵タク（デマンド交通）



蔵タクは、予約制で乗合の公共交通です。通院や買い物等日常生活の足となります。
1時間以内に目的地までお送りします。

★対象者 どなたでもご利用できます
(自力での乗降が難しい場合は、介護者の方とご乗車ください)

★会員登録 はじめての方は会員登録が必要です
※栃木市外在住者は、会員登録することができません。
方法① 市役所2階交通防犯課または各総合支所で会員登録
できます。
方法② 右側のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、
会員登録手続きを進めてください。

スマホ申請はこちら



★予約先

蔵タク予約センター ☎0282-21-7770

受付時間：7時30分～17時

月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

- 予約開始：利用したい日の1週間前から
- 予約締切：利用したい便の出発1時間前まで（8時便は前運行日まで）
- 予約時に伝えること
 - ①名前・電話番号、②利用したい日、③乗りたい便（時間帯）、④人数、⑤乗る場所と降りる場所
- 時間に余裕をもった便をご予約ください

★運行日・運行時間

- ・月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）
- ・運行時間

	8時便	9時便	10時便	11時便
12時便	13時便	14時便	15時便	16時便

※1時間以内にお迎えに行き、目的地にお送りします。
お迎え時間、目的地到着時間は指定できません。

★運賃（先払い）

区分	料金
一般（中学生以上）	400円
子ども（3歳～小学生）	200円
障がい者（手帳原本を毎回提示）その介護者1名まで	
3歳未満	無料

★運行エリア 栃木市内のみ

会員登録窓口・問合せ

本庁舎2階（2B-4） 交通防犯課 公共交通対策係 0282-21-2153

ふれあいバス（コミュニティバス）

ふれあいバスは、定時定路線のバスで、12路線を毎日運行しています。

★運賃（先払い）

一般（中学生以上）	200円
高齢者（75歳以上）※1	100円
障がい者（手帳原本を毎回提示）その介護者1名まで	
小学生以下※1	無料

※1 自己申告制です。年齢確認をさせていただく場合がございます。

★各路線の運行エリア

- ①寺尾線（栃木市街地～吹上地区～寺尾地区）
- ②市街地循環線（TMCしもつが～栃木市街地～TMCしもつが）
- ③市街地北部循環線（栃木駅～栃木市街地～栃木駅）
- ④部屋線（栃木市街地～大平地域～部屋地区～藤岡地区）
- ⑤真名子線（栃木市街地～吹上地区～赤津地区～真名子地区～西方地区）
- ⑥金崎線（栃木市街地～合戦場地区～家中地区～西方地区）
- ⑦大宮国府線（栃木市街地～大宮地区・国府地区）
- ⑧皆川樋ノ口線（大宮地区～栃木市街地～皆川地区）
- ⑨小野寺線（栃木市街地～皆川地区～小野寺地区）
- ⑩大平線（栃木駅～大平地域）
- ⑪藤岡線（栃木駅～大平地域～静和地区～藤岡地区）
- ⑫岩舟線【静和駅入口経由】（栃木駅～大平地域～静和地区～三鴨地区）
【ぶどう団地入口経由】（栃木駅～大平地域～小野寺地区）



★問合せ

本庁舎2階（2B-4） 交通防犯課 公共交通対策係 0282-21-2153

運転免許証自主返納支援制度

交通安全対策と公共交通の利用促進を図るため、運転に不安を感じる方の自主返納を支援しています。

★支援内容 ふれあいバス・蔵タク共通乗車券 10,000円分

※1人1回のみ 有効期限なし

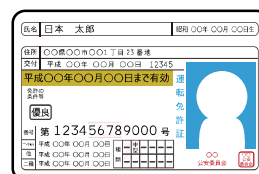
★対象者 運転免許のすべてを自主返納された栃木市民 ※年齢制限なし

★申請期限 「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年間

★必要書類
・申請による運転免許の取消通知書
・印鑑（自筆できない方のみ）

★申請窓口・問合せ

本庁舎2階（2B-4） 交通防犯課 公共交通対策係 0282-21-2153



車いす貸与事業

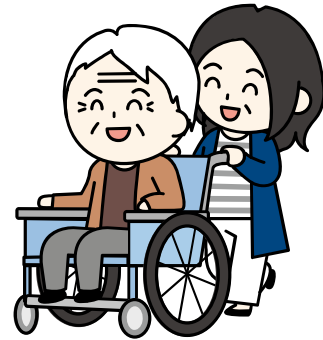
一時的に車いすが必要になった際に、車いすを貸し出します。

★対象者 車いすが必要な方

※ただし、要介護認定者の場合は、
介護保険サービスを優先します。

★費用負担 無料

★貸与期間 障がい福祉課：1か月以内 社会福祉協議会：6か月以内



★申込み・問合せ

申請の際は、身分証明書をお持ちください。

◆本庁舎2階（2A-6）障がい福祉課 障がい福祉係 0282-21-2203

◆社会福祉協議会

本所	0282-22-4457	大平支所	0282-43-0294
藤岡支所	0282-62-5861	都賀支所	0282-28-0254
西方支所	0282-92-8080	岩舟支所	0282-55-2438

福祉タクシー利用券

福祉タクシー利用券（1枚500円分）により、
タクシーの利用料金を助成します。



★対象者

- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、
精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - 80歳以上で、月1回以上通院し、通院にタクシーを必要とする方
 - 65歳以上80歳未満で、月4回以上通院し、通院にタクシーを必要とする方
- ※(1)(2)(3)いずれも施設入所中の方は、交付できません。
※(2)(3)身分証と申請月又は前月の医療機関の領収書が必要です。
((2)1枚、(3)同月のもの4枚)

★助成金額 1年度で最大24枚の福祉タクシー利用券を交付
※10月1日以降に申請の場合は、交付枚数が半分になります。

★申込み・問合せ

◆本庁舎2階（2A-6）障がい福祉課 障がい福祉係 0282-21-2203

◆各総合支所 各地域づくり推進課 保健福祉係、市民保健福祉係

大平	0282-43-9202	都賀	0282-29-1103	岩舟	0282-55-7759
藤岡	0282-62-0904	西方	0282-92-0309		

高齢者のインフルエンザ予防接種



インフルエンザ予防接種料金を助成します。

★対象者 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 接種時65歳以上の方
- (2) 接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつ方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ方。（身体障害者手帳1級程度）

★助成回数・金額 年1回 3,500円 ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担

★実施期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）

★申込み・問合せ 市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、健康増進課
(0282-25-3512) までご連絡ください。

高齢者の肺炎球菌予防接種



肺炎球菌の予防接種料金を助成します。

対象の方には、お誕生日後にハガキを送付します。

★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

※ただし、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した方で、医師が再接種の必要がないと認める方は、助成の対象となりません。

- (1) 接種時65歳の方
- (2) 接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつ方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ方。（身体障害者手帳1級程度）

★助成回数・金額 生涯1回 8,200円 ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担

★申込み・問合せ 市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、健康増進課
(0282-25-3512) までご連絡ください。

带状疱疹予防接種

带状疱疹の予防接種料金を助成します。
対象の方には、年度当初にハガキを送付します。

★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

※ただし、過去に带状疱疹ワクチンを接種した方で、医師が再接種の必要がないと認める方は、助成の対象となりません。

- (1) 年度末年齢が65歳の方
- (2) 年度末年齢が70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
(令和11年度までの経過措置)
- (3) 接種時60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方（身体障害者手帳1級程度）

★助成回数・金額

・生ワクチン 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」
1回 5,700円

・不活化ワクチン 乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」
2回まで 1回につき15,000円

※接種料金から助成額を超えた額は自己負担。

※助成はいずれか一方のみ。

※助成を受けられるのは、生涯1度限り。

★申込み・問合せ

市内協力医療機関に直接お申し込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、健康増進課
(0282-25-3512) までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症予防接種

新型コロナウイルス感染症予防接種料金を助成します。

★対象者

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 接種時65歳以上の方
- (2) 接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がい有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方。（身体障害者手帳1級程度）

★助成回数・金額

年1回 12,100円 ※接種料金から助成額を超えた額は自己負担

★実施期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）

★申込み・問合せ

市内協力医療機関に直接お申込みください。

※市外で受ける場合は、予診票を発行しますので、健康増進課
(0282-25-3512) までご連絡ください。

特定健診・健康診査及び人間ドック検診の助成

疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、特定健診・健康診査（集団検診・個別検診）又は人間ドック検診の助成を受けることができます。

★対象者 国民健康保険被保険者
後期高齢者医療被保険者

★費用負担 特定健診・健康診査…無料
人間ドック検診………検診料の1/2相当（市助成額は2万円を限度）
※「特定健診・健康診査」か「人間ドック検診」のどちらかの助成です。
※人間ドック検診の助成は、年度当初にお申し込みが必要です。
（定員があります。）

★申込み・問合せ

◆本庁舎2階（2B-2）保険年金課
保健事業係 0282-21-2133



ごみ出しサポート

高齢や障がい等により、家庭ごみをステーションに出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問して、ごみを回収する事業（ごみ出しサポート）を行っています。

★対象者 市内に住所を有し、他の方（親族や介護サービスなど）からごみ出しの協力が得られない市民税非課税世帯であって、世帯の全員が次のいずれかの方

- ・65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1級・2級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・療育手帳A1、A2の方



★収集方法 週に1回、全種類のごみ（3袋まで）をまとめて収集します。
※分け方や出し方（指定袋・分別等）はステーションに出すときと同様です。ステーションに出せないごみは収集できません。
※収集場所は原則玄関先とし、収集曜日や時間は決定後に調整します。

★申請前に本人やケアマネージャー等よりご相談ください。

★申込み・問合せ

◆とちぎクリーンプラザ内（梓町456-32）
クリーン推進課 ごみ減量係 0282-31-2447

日常生活自立支援事業とちぎ権利擁護センター 「あすてらす・とちぎ」

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行います。

- ★対象者 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方
- ★相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分
- ★費用負担

サービス内容	利用料金
日常生活支援サービス 金銭管理サービス	1回あたり1,000円（概ね1時間）
書類等預かりサービス	月額500円

★申込み・問合せ

- ◆社会福祉協議会とちぎ権利擁護センター「あすてらす・とちぎ」
栃木保健福祉センター2階 0282-20-7755（直通）



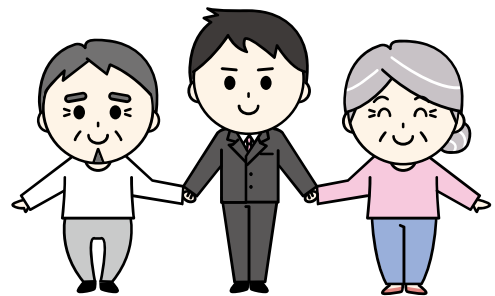
生活困窮者自立支援事業とちぎ市くらしサポートセンター 「くらしネット」

生活困窮者が、早期に困窮状態から脱却するために、多様な課題に対して包括的かつ継続的な相談窓口を設置し、就労に向けた支援や家計に関する相談、負の連鎖を断ち切るための子どもに対する学習支援等、生活困窮に対する総合的な相談支援を実施しています。また、この事業は、栃木市の委託を受け、栃木市社会福祉協議会が実施しています。お気軽にご相談ください。

- ★対象者 市内在住で、経済的な問題で生活にお困りの方等
- ★相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）
8時30分～17時15分
- ★費用負担 無料

★申込み・問合せ

- ◆社会福祉協議会
とちぎ市くらしサポートセンター「くらしネット」
栃木保健福祉センター2階 0282-51-7785（直通）



権利擁護・成年後見支援センター事業 栃木市成年後見サポートセンター

認知症である高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等、判断能力が不十分な方が成年後見制度を的確に利用できるよう相談及び利用支援を行います。

- ★対象者 (1) 市内に住所を有する方とその家族
(2) (1)の方を支援している保健機関、医療機関及び福祉機関等

★相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始は除く）
8時30分～17時15分

★費用負担 無料

★申込み・問合せ

◆社会福祉協議会栃木市成年後見サポートセンター
栃木保健福祉センター2階 0282-22-4501（直通）



ふれあい在宅福祉サービス

市民の助け合い精神を基礎とした会員制のサービスです。協力会員として登録している市民の方が、掃除、洗濯、買物や外出の付き添い等のお手伝いをします。

★対象者 利用会員：市内に住所を有し、おおむね65歳以上の方又は身体に障がいがある方で支援が必要な方

協力会員：本事業に対して理解があり、協力してくださる方

★費用負担（利用会員のみ）年会費1,000円 1時間500円（チケット制）

★申込み・問合せ

◆社会福祉協議会

本 所 0282-22-4457 大平支所 0282-43-0294 藤岡支所 0282-62-5861
都賀支所 0282-28-0254 西方支所 0282-92-8080 岩舟支所 0282-55-2438



障がい者等移送サービス

市外への通院等を支援するため、移送サービスを行います。

★対象者 移動時に車いす又はストレッチャーを要し、公共交通機関の利用が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ※利用にあたっては、事前登録申請が必要となります。

★サービス内容

- ・移送の種類 (1) 市外の医療機関への通院、入退院する場合の移送
(2) 市外の介護保険や障がい者福祉施設(事業所)を利用する場合の移送
- ・運行範囲 ※栃木市内のみの利用は対象となりません。
(県内) 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、上三川町
(茨城県) 古河市、結城市 (群馬県) 館林市、板倉町 (埼玉県) 加須市
- ・運行車両 リフト車又はスロープ車
- ・運行日・時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く) 9時～16時30分

★費用負担 1kmにつき150円

★申し込み・問合せ

◆社会福祉協議会 大平支所 0282-43-0294

車イス移送車貸出事業

車いすに座ったまま乗降可能なスロープ付き自動車を貸し出します。
(※運転手はつきません。)

★対象者 車いすを利用している方

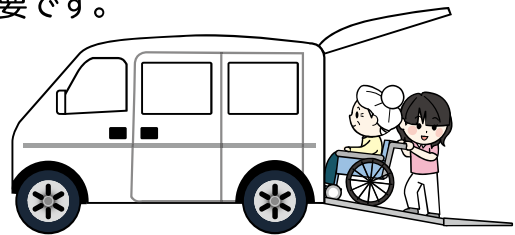
※貸出にあたっては、事前登録申請が必要です。

★費用負担 無料(※ガソリン代は、利用者負担)

★申込み・問合せ

◆社会福祉協議会

本 所 0282-22-4457 大平支所 0282-43-0294 藤岡支所 0282-62-5861
都賀支所 0282-28-0254



高齢者自立生活支援事業

地域での住まいを続けることが困難となっている低所得高齢者などの方が、安定的かつ継続的に地域生活を営むことができるように、居住の場（アパート等）の確保に関する相談支援を行っています。

★対象者 市内に居住しているおおむね65歳以上の方などで、地域で安定的かつ継続的な生活を営むために支援を必要としている方

★相談日時 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
8時30分～17時15分

★主な相談支援内容

- ・対象者の入居に係る相談の実施
- ・対象者と家主又は不動産仲介業者とのマッチング
- ・入居に係る契約手続等の支援

★申込み・問合せ

◆一般社団法人 栃木市地域包括ケア推進ネットワーク
あったかネットとちぎ 0282-21-8445



介護に関する入門的研修事業

栃木市・小山市連携事業

生活サポーター(あったかいご員)養成講座

福祉施設等の介護人材を確保することにより、市民の福祉サービスの向上を図ることを目的として、介護人材確保に向けた研修を開催しています。

受講修了者は「緩和した基準による訪問型サービス」に従事可能になります。

★対象者 介護に興味のある方、全日程休みなく受講できる方

★内容 講座（介護に関する基礎知識、基本的な介護の方法、障がいの理解等）
5日間（21時間）

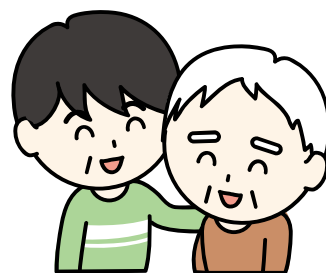
★日程 第1回：9月（栃木市会場）
第2回：10月（小山市会場）
第3回：1月（栃木市会場）
※3回とも、同じ内容です。

★受講料 2,200円（テキスト代）

★定員 各20名程度

★申込み・問合せ

◆丸光ケアサービス（株） 0282-20-8311



就労的活動支援員設置事業

就労の場を提供できる介護保険事業所と就労を希望する高齢者等を結び付け、個人の特性や希望を調整しながら、高齢者等の社会参加の促進を図るために相談支援員を配置します。

★対象者 栃木市内在住のおおむね65歳以上の方

★相談日時 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
9時～16時

★主な活動内容

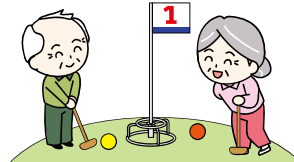
- ・ 支援員による相談窓口の設置、相談会等の開催
- ・ 介護保険事業所の求人情報の把握、就労希望を有する高齢者の掘り起こし
- ・ 関係機関、関係団体等とネットワークづくりを図り、就労を通じた地域づくり

★申込み・問合せ

◆一般社団法人 栃木市地域包括ケア推進ネットワーク
あったかネットとちぎ 0282-21-8488

とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会(老人クラブ)

シニアクラブは、生きがいを持ち、日常生活を健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む高齢者の方々が自主的に集い、レクリエーションや奉仕活動を通して友達づくりの輪を広げる組織です。入会希望の方は、最寄りのシニアクラブにお申し込みください。



★会員になれる方 おおむね60歳以上の方

★活動内容

生活を豊かにする 楽しい活動	スポーツ大会、健康学習、ウォーキング、ニュースポーツ（グラウンドゴルフ、輪投げ、ペタンク等）、趣味・文化・芸術等のサークル活動、旅行、各種学習講座の開催、活動リーダー研修の開催 等
地域を豊かにする 社会活動	在宅福祉を支える友愛訪問、福祉施設等のボランティア活動、社会奉仕の日の活動、地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動、世代間交流活動、市の各種委員会への参加 等

★申込み・問合せ

◆とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会事務局（長寿園内） 0282-23-5181

栃木支部 0282-23-5181 大平支部 0282-43-0294

藤岡支部 0282-62-5861 都賀支部 0282-28-0254

西方支部 0282-92-8080 岩舟支部 0282-55-2438

※栃木支部は長寿園に、大平～岩舟の各支部については、社協各支所内にあります。

シルバー人材センター

シルバー人材センターの会員がサービスを提供します。どなたでも利用可能です。

★サービスの内容

技術を要する分野	植木の手入れ、ふすま・障子・網戸の張替、簡単な大工、刃物研ぎ等
屋内外の一般作業	草取り、草刈り、屋外・屋内の清掃、軽易な作業
サービス分野	生活支援、家事手伝い、病院介添え、買い物、植木の水やり
管理分野	施設管理、駐車(輪)場の管理、公園の管理、空き家の管理等
事務分野	宛名書き、毛筆筆耕、一般事務、伝票整理、PCのデータ入力等
折衝・外交分野	パンフレット配布、各種調査補助

★利用方法等 電話でお申し込みください。仕事の内容、方法、条件等について十分話し合いの上、料金、経費、費用（契約金）を無料でお見積りします。

※代金は、仕事が完了後、コンビニエンスストアでのお支払いとなります。

※万が一事故が発生した際は、シルバー人材センターが責任をもって対応します。

★申込み・問合せ（各地域担当へお問い合わせください。）

栃木・大平	：栃木センター 栃木市入舟町6-8	0282-23-4165
藤岡・岩舟	：南部事業所 栃木市藤岡町大前3554-1	0282-62-1534
都賀・西方	：北部事業所 栃木市都賀町原宿535	0282-25-5100

スマートフォン講座

高齢者等のデジタル利用を促進するためスマートフォン教室を開催します。

★対象者 市内在住の60歳以上の方

★申込み・問合せ

栃木市シルバー人材センター 栃木センター 0282-23-4165

※開催日程等が決まりましたら、会報誌「いきがい」および「広報とちぎ」でお知らせします。

精神保健福祉相談

精神科医師や心理士による心の相談を行っています。

ご本人、ご家族からのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

★相談日時等

相談員	相談日
精神科医師	年間6回 完全予約制
保健師	月～金曜日 9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除く）

★申込み・問合せ ※事前に電話で確認の上、予約をしてください。

◆栃木県栃木健康福祉センター

保健衛生課（栃木市神田町 6-6） 0282-22-4121

認知症の人と家族の会

高齢者やその家族等が抱える認知症の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

★相談日時等

相談窓口	相談日時	電話番号
認知症の方・家族のための電話相談 若年性認知症支援電話相談 ※第4水曜日は、とちぎ健康の森1階にて 来所相談にも応じています。	月～金曜日 午後1時30分～午後4時	028-627-1122

★問合せ

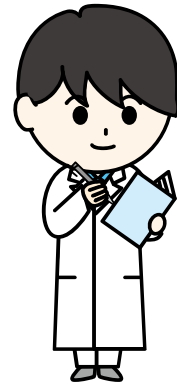
◆(公社) 認知症の人と家族の会 栃木県支部事務所 電話：028-666-5166
とちぎ福祉プラザ3階 宇都宮市若草1-10-6 FAX：028-666-5165

認知症疾患医療センター

認知症について、診断や相談に応じます。

★申込み・問合せ

医療機関名	電話番号
獨協医科大学病院	0282-87-2251
足利富士見台病院	0284-62-7775
上都賀総合病院	0289-64-2186
皆藤病院	028-689-5088
足利赤十字病院	0284-20-1366
自治医科大学附属病院	0285-58-8998
済生会宇都宮病院	028-680-7010



急な病気やけが
で心配だな…



そんなときは!



救急車を呼ぶか
迷うな…

とちまる救急安心電話相談

経験豊富な看護師が、ご家庭での対処方法や救急医療受診の目安をアドバイスします。

開設時間	電話番号
月～金曜日：午後4時～ 翌朝午前10時 土・日・祝休日：24時間	028-623-3344 #7119

窓口のご案内

高齢介護課 〒328-8686 栃木市万町9番25号 市役所本庁舎2階(2A-1、2)

係	担当内容	電話番号
介護認定係	介護認定に関するお問い合わせ	0282-21-2253
介護保険係	介護保険の給付に関するお問い合わせ	0282-21-2251
高齢福祉係	介護保険以外の高齢者向け事業について (P.47～53に掲載の事業)	0282-21-2241

地域包括ケア推進課

係	担当内容	電話番号
地域包括ケア推進係	介護保険以外の高齢者向け事業について (P.43～46に掲載の事業)	0282-21-2244

各総合支所

各総合支所	介護保険関係窓口	高齢者向け事業窓口
大平総合支所 〒329-4492 栃木市大平町富田558	大平地域包括支援センター 0282-43-9226	大平地域づくり推進課 保健福祉係 0282-43-9202
藤岡総合支所 〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡1022-5	藤岡地域包括支援センター 0282-62-0911	藤岡地域づくり推進課 保健福祉係 0282-62-0904
都賀総合支所 〒328-0192 栃木市都賀町原宿573	都賀地域包括支援センター 0282-29-1104	都賀地域づくり推進課 市民保健福祉係 0282-29-1103
西方総合支所 〒322-0692 栃木市西方町本城1	西方地域包括支援センター 0282-92-0310	西方地域づくり推進課 市民保健福祉係 0282-92-0309
岩舟総合支所 〒329-4392 栃木市岩舟町静5133-1	岩舟地域包括支援センター 0282-55-7782	岩舟地域づくり推進課 保健福祉係 0282-55-7759

各地域包括支援センター

センター	担当地区	所在地	電話番号
栃木中央地域包括支援センター	栃木東・西・北地区	市役所本庁舎2階	0282-21-2245
吹上地域包括支援センター	吹上・皆川・寺尾地区	吹上公民館内	0282-31-1002
皆川地区包括支援センター	皆川地区	皆川公民館内	0282-22-3991
寺尾地区包括支援センター	寺尾地区	寺尾公民館内	0282-31-1120
国府地域包括支援センター	国府・大宮地区	国府公民館内	0282-27-3855
大宮地区包括支援センター	大宮地区	大宮公民館内	0282-28-2113
大平地域包括支援センター	大平地区	大平総合支所内	0282-43-9226
藤岡地域包括支援センター	藤岡地区	藤岡総合支所内	0282-62-0911
都賀地域包括支援センター	都賀・西方地区	都賀総合支所内	0282-29-1104
西方地域包括支援センター	西方地区	西方総合支所内	0282-92-0310
岩舟地域包括支援センター	岩舟地区	岩舟総合支所内	0282-55-7782